

社会福祉連携推進法人 認定申請マニュアル

(2023年度版)

2024（令和6）年3月

社会福祉推進事業 社会福祉連携推進法人制度の活用に関する調査研究事業
PwCコンサルティング合同会社

目次

第1章	社会福祉連携推進法人の概要	1
1	社会福祉連携推進法人とは	2
	(1) 連携推進法人の法人格と実施業務	2
	(2) 認定所轄	3
2	社会福祉連携推進法人の現状	4
第2章	申請のポイント	7
1	社会福祉連携推進業務	8
	(1) 社会福祉支援業	8
	(2) 災害支援業務	10
	(3) 経営支援業務	12
	(4) 貸付業務	14
	(5) 人材確保等業務	15
	(6) 物質等供給業務	17
	(7) 社会福祉連携推進業務以外の業務の取扱い	18
2	連携推進法人の組織	19
	(1) 社員	20
	(2) 社員総会	21
	(3) 代表理事、理事	24
	(4) 理事会	26
	(5) 監事	27
	(6) 会計監査人	28
	(7) 社会福祉連携推進評議会	30
	(8) 役員に欠員が生じた場合の措置	32
	(9) その他の留意事項	32
3	連携推進法人の業務運営	33
第3章	申請手続き／認定後手続き	41
1	認定までのフロー	42
2	連携推進法人の認定に当たっての留意点	43
3	認定後の諸手続き	45

第1章

社会福祉連携推進法人の概要

人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められています。このような問題意識の下、令和元年度に開催された「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」により、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設について提言されました。

その後、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和4年4月、「社会福祉連携推進法人」制度が創設されることとなりました。

社会福祉連携推進法人は、地域共生社会の実現に向け、地域ニーズに対応した新たな取組の創出、その担い手となる福祉・介護人材の確保・育成等を進めていく観点から、地域の福祉サービス事業者間の連携・協働のためのツールとして有効に活用されることが期待されています。

本章では、社会福祉連携推進法人の概要について解説します。

※以降、社会福祉連携推進法人は「連携推進法人」と表記します。

1 社会福祉連携推進法人とは

連携推進法人は、次のことを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設されました。2つ以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進することになります。

連携推進法人は、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、

- ① 地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、
- ② 社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的としています。

同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営を行うことが可能となります。

1 連携推進法人の法人格と実施業務

連携推進法人は、一般社団法人を「社会福祉連携推進法人」として、所轄庁が認定をする制度です。一般社団及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）に基づき設立される一般社団法人は、以下の表に掲げる業務（以下「**社会福祉連携推進業務**」という。）の全部又はいずれかを行おうとする場合に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第125条に規定する所轄庁（以下「**認定所轄庁**」という。）から連携推進法人に係る認定（以下「**社会福祉連携推進認定**」という。）を受けるとされています。

地域福祉支援業務	地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
災害時支援業務	災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
経営支援業務	社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
貸付業務	資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援
人材確保等業務	社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
物資等供給業務	社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

なお、連携推進法人は、確実に社会福祉連携業務を行う体制を担保するため、社会福祉事業を行うことができません（法132条第4項）。

連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の具体的内容については、第2章で詳しく解説します。留意点を満たし、かつ各法令に抵触しない範囲で、その創意工夫に基づき、多様な取組を自由に行うことが可能であるとされています。

2 認定所轄庁

認定所轄庁は、連携推進法人の主たる事務所およびその行う事業の区域（各社員の本部所在地）に応じて、次のとおり決められます。設立等の相談は、連携推進法人の認定所轄庁に行うようにしてください。

概要	認定所轄庁
主たる事務所が市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内にある連携推進法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの	市長（特別区の区長を含む。）
主たる事務所が指定都市の区域内にある連携推進法人であってその行う事業が1の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたるもの	指定都市の長
連携推進法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであり、社員の主たる事務所が全ての地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ社会福祉連携推進業務（法第125条）の全てを行うもの又はそれに類するもの	厚生労働大臣
上記以外のもの	都道府県知事

認定所轄庁の参考例

※社員法人の本部所在地と、連携推進法人の認定所轄庁の例を示します。
 （社員の所轄庁は影響しません）
 ※認定所轄庁は必ずしも社員法人の本部所在地である必要はありません

本部所在地			認定所轄庁	補足
連携推進法人	社員法人①	社員法人②		
A市	A市	A市	A市	
A市(Y県)	A市(A市所轄)	B市(Z県所轄)	Y県	
B市(Z県)	A市(A市所轄)	B市(Z県所轄)	Z県	
C市(X県)	A市(A市所轄)	B市(Z県所轄)	X県	連携推進法人本部と、社員法人本部の所在県が異なる例
D市(Y県中核市)	D市(D市所轄)	E市(Y県所轄)	Y県	連携推進法人本部が中核市で、社員法人本部が県内複数市の例

2 社会福祉連携推進法人の現状

連携推進法人は、同じ目的を持つ法人同士が、経営のバックアップを主たる目的とした連携推進法人を設立し、その業務を通じて様々な利益を享受していくための制度です。参画している社員法人は、個々の自主性を保ちながら連携し、地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出や、福祉人材の確保とともに働きやすい職場環境の整備、物資調達の効率化などの、規模の大きさを活かした法人運営を行うことが可能となります。厚生労働省が示した資料によれば、連携推進法人設立による効果として、以下のようなものあげられています。

- 複数法人が共同で一定の業務を行うことによるスケールメリットの導入、経営コストの縮減
- 複数法人が負担する会費等で運営される事務体制のシェアリング
- 連携推進法人としてのブランディングによる地域住民・休職者への訴求力強化
- サービス手法、人材育成、新規事業所開設等他法人のノウハウの共有
- 相談窓口間のリファー、空き定員の紹介等他法人が保有するサービス資源の共有
- 「地域における公益的な取組」の共同実施等による地域に不足するサービス資源の創出

これらの効果は、地域福祉の一層の推進や個々の社員（社会福祉法人等）の経営基盤強化につながると考えられています。

令和5年10月1日現在、20の連携推進法人が設立されています。ここでは、現時点で設立されている連携推進法人の現状をアンケート調査を実施し、回答が得られた10法人について掲載した結果を掲載します。

①実施している連携推進業務

現在ある連携推進法人が実施している社会福祉連携推進業務を確認すると、全ての法人が、「人材確保等業務」を行っています。一方、「貸付業務」は行われていません。



②連携推進法人を設立したことによるメリット

半数以上の連携推進法人が回答したメリットは以下のとおりです。

- 共通で研修等を実施し、職員のスキルアップ、研修効果の向上、受講機会等の拡大、経費の削減、業務量の軽減につながった
- 社員法人の理事長等が直接顔を合わせて、連携や機能分担について話し合う場ができた
- 社員法人の様々な職種間での連携（顔の見える関係）が進み、建設的な提案により業務の効率化につながるようになった
- 連携推進法人となることで、構成法人間での距離感が縮まり、経営的にも率直な話ができるようになった
- 社員法人間のノウハウを活用し、質の高いサービスを提供できるようになった

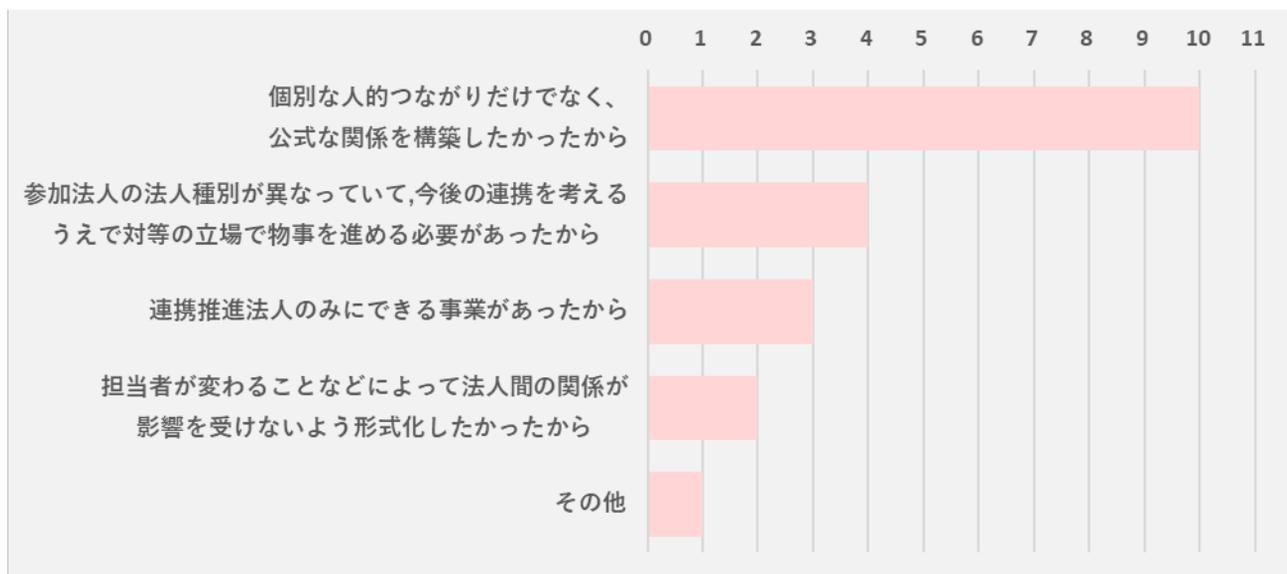
③ 「合併」ではなく、連携推進法人を選択した理由

合併ではなく連携推進法人を選択した理由として、「各法人の独立性を維持したまま、連携を強化したかったから」と全ての法人が回答しました。また、「合併しなくても、連携推進法人のみにできる事業があったから」と7法人が回答しています。



④ 「緩やかな連携」ではなく連携推進法人を選択した理由

合併ではなく連携推進法人を選択した理由として、「個人的なつながりだけでなく、公式な関係を構築したかった」とほぼ全ての法人が回答しました。



第2章

申請のポイント

本章では、社会福祉連携推進法人を設立する上でのポイントについて、具体例を交えて解説します。なお、一般法人法のうち、一般社団法人に係る規定（ただし、同法第5条第1項（名称）、第67条第1項及び第3項（監事の任期）、第128条（貸借対照表等の公告）並びに第5章（合併）の規程を除く）も参照してください。

1

社会福祉連携推進業務

本節では、社会福祉連携推進業務について、具体例を交えながら解説します。

(1) 地域福祉支援業務（法125条第1号）

地域福祉推進業務は、次の点を満たす業務が該当します。

○ 地域福祉の推進に係る取組であること

「地域福祉の推進に係る取組」とは、地域住民の福祉ニーズに対応するインフォーマルな取組が広く該当します。

○ 当該取組を社員が共同して行うものであること

○ 当該取組を連携推進法人が支援するものであること

「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、福祉サービスの提供は社員が行うことを前提としつつ、社員間の情報共有や連絡調整、ノウハウの共有といった連携強化のための支援を行うことです。

連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができないため、原則として連携推進法人自体が主体となって、地域住民等に対し、社会福祉を目的とする福祉サービスを提供するような取組は該当しません。

【例外】 ※連携推進法人が地域福祉の推進に係る取組を実施できる場合

地域の福祉ニーズを踏まえつつ、連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス（社会福祉事業を除く。）であって、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合については、次要性をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当するものとして差し支えがないとされています。具体的な計画に基づき、実施の可否を認定所轄庁と相談してみてください。

ア 連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること

イ 連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること

地域福祉支援業務の内容について、法第24条第2項に規定する、いわゆる「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組を促進するなどの観点から、例えば次のようなものが考えられます。

- ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
- ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供
- ・ 取組の実施状況の把握・分析
- ・ 地域住民に対する取組の周知・広報
- ・ 社員が地域の他の期間と共同を図るための調整
- ・ 社員の経営する施設等の利用者であって判断能力が不十分なものに対する法人後見

既存の連携推進法人においても、地域福祉支援業務は様々な取組がなされています。ここでは、その一例を示します。

地域福祉支援業務 実践事例1

社会福祉協議会が行う学習支援にかかる支援事例

連携推進法人の本部がある地域の社会福祉協議会が生活困窮者自立支援事業の「学習支援」を実施できるよう、社員法人による協力を支援した。

地域福祉支援業務 実践事例2

地域住民を巻き込んだファッションショーの開催支援

地域住民の方がモデルとなってファッションショーを実施した。このプロジェクトでは、社員法人から職員が企画段階から関与して、当日の運営までを実施した。連携推進法人としては、両法人の公益的な取組として実施したこのプロジェクトの調整役を担った。

地域福祉支援業務 実践事例3

各社員が行う取組のノウハウを共有して実施を検討している事例

各社員の地域課題が異なることから、地域公益的取組の企画・立案、調整のため、地域公益的取組の分類及び見直し、深化したい地域公益的取組の研究、実施項目の可視化を通じて各社員が行う取組のノウハウを共有しており、共同で実施する地域公益的取組を検討している。

(2) 災害支援業務（法125条第2号）

災害支援業務は、次の点を満たす業務が該当します。

- 災害が発生した場合において、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組であること

「災害」とは、自然災害に限らず、感染症の発生等の危機的状況も含まれます。

「社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービス」とは、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスであれば、社会福祉事業に限らず、特段の制約はなく、例えば福祉避難所として受け入れた被災者等に対する支援も含まれます。

- 当該取組を社員が共同して行うものであること
- 当該取組を連携推進法人が支援すること

「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組に対して、社員間の情報共有や連絡調整、人材や物資の融通等といった支援を行うことです。

【留意点】

- ▶ 災害時支援業務の実施に当たって、連携推進法人及びその社員は、常に連携推進法人の活動区域内の地方公共団体（認定所轄庁以外の地方公共団体を含みます。以下同じです）と連携し、これらの対策と調和が保たれるよう、努めなければなりません。

災害支援業務の内容について、災害時において、社員が提供する福祉サービスに係る事業継続性の確保や相互支援体制の整備などを図る観点から、例えば、次のようなものが考えられます。

- ・ 災害時支援ニーズの事前把握
- ・ いわゆる業務継続計画の策定や避難訓練の実施
- ・ 被災した社員の経営する施設等（以下「被災施設等」という。）に対する被害状況調査の実施
- ・ 被災施設等に対する応急的な物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設等の利用者の他施設への移送の調整
- ・ 被災地等で不足する人材の応援派遣の調整
- ・ 地方公共団体との連絡・調整

既存の連携推進法人においても、避難訓練や発災時の対応の検討や、BCP（事業継続計画）の策定が共同で取り組まれています。

災害支援業務 実践事例 1

連携推進法人としてのBCP（事業継続計画）の策定

連携推進法人として、社員法人が一体的に対応できるように、BCP（事業継続計画）の策定を支援した。その一環で、同一地域内の事業所での合同訓練を円滑に実施できるような支援や、災害物資リストの共通化、相互応援体制の構築支援を行った。

災害支援業務 実践事例 2

災害対策合同訓練の実施

社員法人が運営する事業所に、社員法人の職員が集まり、合同での防災訓練を行った。1カ所に集まることで、職員同士の交流も深まり、防災訓練だけに限らず、事業所間の支援の質の向上といった副次的な効果も生んでいる。

災害支援業務 実践事例 3

災害時の支援協定

遠方の社員法人同士が加盟している連携推進法人では、災害時に職員の派遣や物資の支援を行うことなどの協定を結んでおり、連携推進法人が、そのとりまとめの役割を担っている。

災害支援業務 実践事例 4

福祉サービスの継続的な実施のための相互支援体制の構築

災害時支援ニーズの事前把握、被災社員法人に対する人材の応援派遣の調整、被災社員法人に対する応急的な物資提供の調整、利用者の他施設への移送支援の調整、避難訓練の共同実施やノウハウ提供などを実施する予定である。

連携推進法人の認定を受ける前から合同防災訓練を実施しており、災害時の受入訓練なども実施している。

(3) 経営支援業務（法125条第3号）

経営支援業務は、次の点を満たす業務が該当します。

○ 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること

「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有」とは、特定の社員が持つ経営方法に関する知識を共有することに限らず、社会福祉事業の経営ノウハウを共有するなどの取り組みも該当します。

「社会福祉事業の経営方法に関する知識」とは、社会福祉事業の経営を確立するためには幅広い知識が求められることを踏まえ、直接的に社会福祉事業にかかわる知識に限られるものではありません。

○ 当該取組を連携推進法人が支援するものであること

「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、社員間の連絡調整、社員へのコンサルティング等の支援を行うことです。

【留意点】

- ▶ 経営支援業務には、連携推進法人が社員の事務処理の代行を行うことも含まれますが、関連法令に違反しない範囲で行われる必要があります。
 - ✓ 例えば、租税に関する申告や書類の作成等は税理士法（昭和26年法律第237号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）や職業安定法（昭和22年法律第141号）等に基づく書類の作成や手続き等は社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）により、連携推進法人が行うことはできません。

経営支援業務の内容については、社員の経営の適正化又は効率化などを支援する観点から、例えば次のようなものが考えられます。

- ・社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
- ・賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
- ・社員の財務状況の分析・助言
- ・社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
- ・社員の特定事務に関する事務処理の代行
- ・社員の施設等における外国人材の受入支援
（介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る）

既存の連携推進法人においても、社員法人間のコンサルティングの実施や、業務のICT化支援などの取り組みが行われています。

経営支援業務 実践事例 1

社員法人への経営コンサルティングの実施

連携推進法人の理事長が所属する社員法人の職員により、他の社員法人の経営改善に関するコンサルテーションを行っている。連携推進法人の理事長が社員法人の理事も兼務しており、より深いところで経営課題を明らかにし、その改善に取り組んでいる。

経営支援業務 実践事例 2

業務のICT化促進

業務に使用するIT機器やサービスの調達・導入やインフラ整備、システム導入・開発に至るまで幅広く支援し、業務におけるICT化を迅速かつ安全に提供することで、社員法人が将来にわたり事業継続可能となるように支援している。

経営支援業務 実践事例 3

web広報等を含めた広報活動の推進

社員法人からwebサイト・広報物等の制作や、広告運用などを受託し、医療・介護・福祉施設のPR支援並びに利用者獲得を図っている。具体的には、webサイトの作成、更新、保守、名刺作成、パンフレット・チラシ作成、インターネットのSEO対策などを行っている。

経営支援業務 実践事例 4

社員法人間でスキルの見える化の推進

各社員法人に共通で、資格取得の支援や相談員、事務職員、介護職員をスキルアップさせていくための指導方法などについて、情報共有をしている。育成のためのチェックリストも作成しており、各職員の育成のポイントが各社員法人間で共通で可視化できるようにしている。

(4) 貸付業務（法125条第4号）

貸付業務は次の点を満たす業務が該当します。

- 社会福祉法人である社員に対する貸付であること
- 該貸付に係る原資は、貸付を受ける社員以外の社会福祉法人である社員から連携推進法人に対して貸付を受けたものであること

【留意点】

- 金銭消費貸借契約について、連携推進法人の社員は、特別の利害関係を有する社員が議決権を行使しようとしたことによって、著しく不当な決議がされた場合、一般法人法第266条の規定に基づき、裁判所に社員総会等の決議の取消しの訴えが提起できます。
- 貸付業務は、民間金融機関による融資や独立行政法人福祉医療機構等による政策融資の補完的な役割を担うものとされます。

貸付業務を行う場合の契約や方法について、次の通りに行うこととされています。

【契約締結方法】

- ア. 貸付原資を連携推進法人に提供する社員（以下「貸付原資提供社員」という。）と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付を受ける社会福祉法人である社員（以下「貸付対象社員」という。）との間の金銭消費貸借契約を、それぞれ締結すること
- イ. 貸付資金が返済不能になる場合に備え、返済不能時の資金回収手続きや改修資金分配等の処理について、私法上の契約締結をすること

貸付業務を行う際は、貸付当事者間での合意を図ることや、条件、留意事項等がありますので、詳細は別紙1「[貸付業務の実施方法](#)」を参照してください。

貸付金の使途のイメージ

- 1 施設・事業所に供する建物の修繕、軽微な改修
- 2 従業員の採用、処遇改善に係る費用

(5)

人材確保等業務（法125条第5号）

人材確保等業務は次の点を満たす業務が該当します。

○ 社員が経営する社会福祉事業の従事者確保のための支援

「社会福祉事業の従事者の確保」には、次のような多様な取組が広く含まれます。

- ・ 新たな従事者の募集や採用、外国人材の受入れの調整等、多様な人材の確保のための取組
- ・ 社員間の人事交流の支援等既存の従事者が職場に定着するための取組
- ・ 学生に対する職場体験の調整等福祉の仕事の魅力を発信するための取組

○ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の資質の向上を図るための研修

【留意点】 労働関連法令の遵守

➤ 人材確保等業務には、連携推進法人が社員間の人事交流を支援することが含まれますが、労働関係法令に抵触しない方法で行う必要があります。

- ✓ 例えば、連携推進法人が自ら求人及び休職の申し込みを受け、社員である法人との間の雇用関係の成立をあっせんすることは職業安定法に定める職業紹介事業に該当し、連携推進法人と従業員とが雇用契約を締結し、当該従業員を社員である法人の指揮命令において当該社員の下で労働に従事させることは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に定める労働者派遣事業に該当するものであり、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う場合は、別途職業安定法又は労働者派遣法の規定に基づき、適正な手続きにより許可を得る必要があります。

連携推進法人の社員が、当該連携推進法人の人材確保等業務として、社会福祉事業に従事する職員の募集を行わせる場合（以下「委託募集」という。）には、本来、職業安定法第36条第1項及び第3項の規定に基づき、当該社員について厚生労働省の許可又は届出が必要となりますが、法第134条第2項の規定に基づき、連携推進法人が必要な事項を厚生労働省が届け出ることにより実施が可能となります。委託募集を行う場合は、別紙2「委託募集の特例の実施方法」を参照してください。

人材確保等業務の内容について、社員が提供する福祉サービスの従事者の確保、その職場への定着、資質の向上などを図る観点から、例えば次のようなものが考えられます。

- ・社員合同での採用募集
- ・出向等社員間の人事交流の調整
- ・賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
- ・社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整
- ・社員合同での研修の実施
- ・社員の施設等における外国人材の受入支援
(経営支援業務である介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く)

人材確保等業務については、連携推進法人において様々な取組がなされています。以下、実際に行われている事例を示します。

人材確保等業務 実践事例1 社員法人の職員が集まって実施する合同研修

社員法人の職員が研修企画を行い、年間を通じた研修を実施している。小さい法人だと実施が難しい階層別研修を実施している。具体的には、採用当時の新人研修、採用1年目、2年目それぞれの専門研修、採用5年目以降の職員を対象としたOJT研修も行われている。更には介護福祉士、介護支援専門員などの資格取得支援研修も行っている。

人材確保等事業 実践事例2 業務のICT化促進

社員法人が抱える課題について、スーパーバイザーが介入、助言、伴走支援をしている。具体的には、研修体系の整理やOJTの仕組みづくり、会議体系の整理などを行っている。

人材確保等事業 実践事例3 社員法人共通の人事評価システムの導入

現在は人事評価制度の運用を各法人で行っているが、連携推進法人の社員法人間で共通の人事評価システムを導入した。共通のシステムを導入することで、コスト面での効率化がはかれるとともに、将来的には人事交流や人材育成にもつながると考えられる。また、将来的な人事評価制度の共通化なども視野に入れ、外部講師を招聘して、社員法人のリーダークラスを対象としたフィードバック研修を実施した。

人材確保等事業 実践事例4 採用イベントへの共同出展

連携推進法人として、採用フェアへの共同出展を行っている。採用を進めるためには、一定のブランド力が必要であることから、地方の法人や小規模法人は有効に活用できると考えられる。なお、応募があった際は、求職者の希望勤務地や事業の種類等を踏まえて、個別に社員法人に紹介している。

(6) 物質等供給業務（法125条第6号）

物資等供給業務は次の点を満たす業務が該当します。

- 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資であること
- 当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること

「当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること」には、連携推進法人が一括調達して社員に供給することのほか、連携推進法人が生産して社員に供給することを含みます。

なお、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守した上で、社員から連携推進法人が委託を受けて、社員の施設等で提供される給食の供給を行うことも含まれます。

物資等供給業務について、社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減などを図る観点から、例えば次のようなものが考えられます。

- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
- ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
- ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
- ・ 社員の施設等で提供される給食の供給

連携推進法人が取り組んでいる物資等供給業務としては、以下のようなものがあります。

物資等供給業務 実践事例 1

共同購入のための相見積もりとデータベース化の実施

衛生用品などの調達価格を調査の上、連携推進法人として共同購入した場合の見積もりを徴取し、データベース化して社員法人に対し水平展開し、共同購入に向けた資料を作成している。具体的には、介護機器や衛生用品などの一括調達、ICTを活用したシステムの一括調達、人事・財務などの経営システム改善に向けたコンサルティングの一括発注などを今後実施予定である。

(7)

社会福祉連携推進業務以外の業務の取扱い（法132条第3号・第4項）

社会福祉連携推進業務以外の業務（以下「その他業務」という。）については、次の点を満たすものについては、行って差し支えありません。

- 社会福祉連携推進業務に関連する業務であること
- その他の業務の事業規模が、連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないこと
- その他業務を行うことによって、社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと

「その他業務」の内容に特段の制約はありませんが、連携推進法人の社会的信用を傷つける恐れがあるもの又は投機的なものは、適当ではありません。

また、当該業務から得られた収益は、社会福祉連携推進業務に充当することとされます。実際に行われている取組例についても掲載します。

その他業務 実践事例 1

業界関係者を巻き込んだイベントの実施

保育業界の活性化とこどものための政策を議論するためのイベントを都内大学で開催した。多くの人に来場してもらい、保育や子育てのことについて考えるきっかけとなっている。

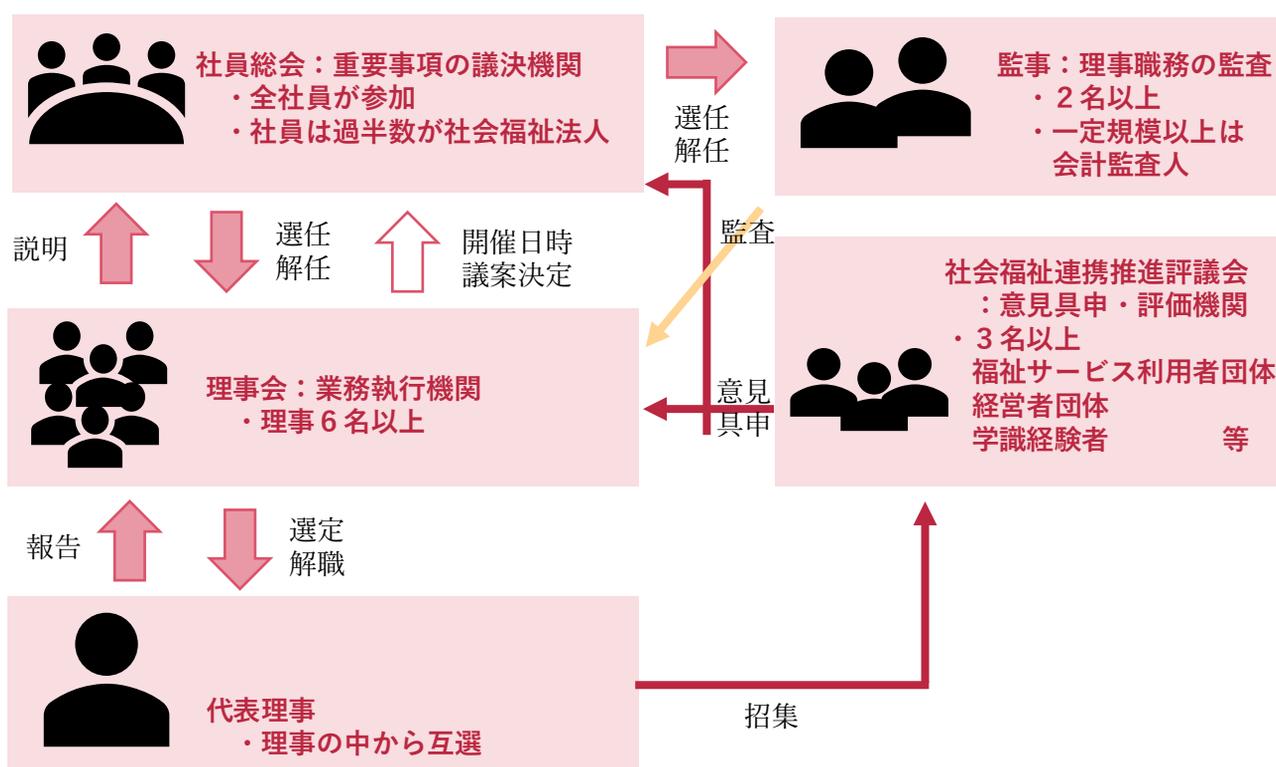
2 連携推進法人の組織

本節では、連携推進法人の組織について解説します。

連携推進法人は、社員の過半数は社会福祉法人であり、社員は連携推進法人に会費等を支払い、意思決定機関である社員総会で議決権を行使して、法人運営に参加します。

連携推進法人の業務を執行する機関は理事で構成される理事会となっており、理事の職務を監査する機関として監事、会計監査人（一定規模以上の法人のみ）がいます。

社会福祉連携推進評議会は、連携推進法人の運営に地域ニーズを反映するなどのため、必ず設置することになっており、意見具申・業務評価機関として位置づけられます。



(1) 社員

連携推進法人における社員の役割や参加できる者の範囲について記載します。

○ 社員の役割

社員の役割は以下になります。

- ・ 会費や入会金、業務委託費等(以下「会費等」という。)を負担すること
- ・ 連携推進法人の運営に参画すること
- ・ その他運営に係る重要事項の意思決定に当たって社員総会において議決権を行使すること

○ 社員に参画できる者の範囲 (法第127条第2号)

連携推進法人の社員に参画できる者の範囲については、次に掲げるもののいずれかになります。なお、法人の法人格の種別は問いません。

- ・ 社会福祉法人
- ・ 社会福祉事業を経営する法人
- ・ 介護保険法に規定する居宅介護支援事業所や老人福祉法に規定する有料老人ホームを経営する事業等、社会福祉を目的とする福祉サービス事業を経営する法人（社会福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第40条第1項第2号）
- ・ 介護福祉士養成施設や社会福祉士養成施設、保育士養成施設、初任者研修実施機関等、法第89条に規定する社会福祉事業等従事者を養成する機関（学校を含む。）を経営する法人（施行規則第40条第1項第1号）

【留意点】

- 地方公共団体については、社会福祉法人等に対し、施設等の許認可、補助金等の支給、指導監督等の優越的地位にあることから、議決権を行使し得る社員となることができません。ただし、地方公共団体と連携推進法人が実効上の連携を妨げるものではありません。
- **社員の過半数は、社会福祉法人でなければなりません。**
- 2以上の法人が社員として参画しなければなりません。なお、社員の過半数は社会福祉法人でなければならないことから、社会福祉法人以外の法人が社員に加わる場合は、3以上の社員が必要となります。
- 法人でない場合は社員として参画できません。このため、2以上の施設等を有する法人の場合、施設等单位ではなく、法人として社員に参画しなければなりません
- 複数の連携推進法人の社員になれます。

(2) 社員総会

連携推進法人における社員総会の役割や参加できる者の範囲について記載します。

○ 社員総会の役割

社員総会は、法人運営に係る重要事項の意思決定機関として、一般法人法に基づき、社員が出席し、理事、監事、会計監査人の選任・解任や定款の変更、計算書類や役員報酬等基準の承認、社員の除名等の決議を行います。

○ 議決権に関する留意事項（法第127条第5号イ及び施行規則第40条第2項関係）

連携推進方針会議の留意事項は以下になります。

- 連携推進法人の社員の議決権は、社員間の公平性を担保するため、原則として、1社員あたり、1の議決権です。
- 上記にかかわらず、連携推進法人の適切かつ効果的な運営を推進する観点から、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、定款に定めるところにより、原則とは異なる取扱いとすることも可能です。

【原則と異なる取り扱いをする場合の要件】

1. 社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取り扱いをしないこと

※不当に差別的な取り扱いとは、例えば以下のような場合が考えられます。

1. 特定の法人格であることを理由に議決権の配分を減らすこと
2. 貸付業務の貸付けを受けることを理由に議決権の配分を減らすなど、社会福祉連携推進業務に当たって社員間に生じる立場の違いを理由に議決権の配分を減らすこと

2. 社員が連携推進法人に対して提供した金銭その他の財産の価格に応じて異なる取り扱いをしないこと
3. 1の社員に対し、総数の半数を超える議決権を配分しないこと

※1の社員に対し、総数の半数を超える議決権を配分しないとは、以下のような内容となります。

社員総会での実質的な議論を確保できない配分を行わないことが趣旨であり、特定の少数の社員において過半数の議決権が寡占状態にあるなど、これと同視されるような配分は認められないものであること。

- 社員である社会福祉法人の議決権が総社員の議決権の過半数を占めている必要があります。
- 議決権の行使は、社員に係る法人の代表者が行う必要があります。
 - ただし、一般法人法第50条第1項の規定により当該代表者以外の代理人が議決権を行使する場合には、当該議決権行使の内容につき、あらかじめ社員に係る法人の理事会において決議を経ている必要があるとともに、連携推進法人に対し、代理権を証明する書面を提出しなければなりません。

○ 社員総会の運営に関する留意点

社員の総会の運営に関する留意事項は以下になります。

- 社員総会は、一般法人法及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができます（一般法人法第35条第2項）。社員総会の主な権限は以下の通りです。

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ① 理事、監事、会計監査人の選任及び解任 | ② 社員の除名 |
| ③ 定款の変更 | ④ 計算書類の承認 |
| ⑤ 役員の報酬の決定（定款で額が定められていない場合のみ）等 | |

- 社員総会の運営にあたり、次について、留意することが必要となります。

【留意点】

- 社員総会は、一般法人法及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができます。（一般法人法第35条第2項）
- 社員総会は原則として、理事が招集します。（一般法人法第36条第3項及び第37条）
- 社員総会の日時・場所等の招集に関する事項の決定は、理事会の決議によります。（一般法人法第38条第2項）
- 理事は、社員総会の日の1週間前までに、社員に対して招集を通知しなければなりません。ただし、書面又は電磁的方法による議決権行使ができることとする場合には2週間前までに当該通知を行う必要があります。（一般法人法第39条）
- 上記の総社員の議決権の30分の1以上（定款において、これを下回る割合を定めることも可。）の議決権を有する社員は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができます。（一般法人法第43条第2項）
- 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき、議案を提出することができます。（一般法人法第44条）
- 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行います。ただし、社員の除名、定款の変更等の事項については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければなりません。
- 書面による議決権行使は、議決権行使書面を提出して行います。
- 書面によって行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入します。（一般法人法第51条） ※なお、この点は社会福祉法人では認められていない制度です。
- 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければなりません。（一般法人法第53条）

【留意点（つづき）】

- 社員総会の議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に、社員総会の日から5年間、その写しを従たる事務所に備え置かなければなりません。社員及び債権者は、連携推進法人の業務時間内は、いつでも当該議事録の閲覧又は謄写の請求ができます。（一般法人法第57条）
- 社員総会の目的である事項について、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員窓外の決議があったものとみなされます。（一般法人法第58条）

既存の連携推進法人では、連携推進法人としてのガバナンスの確立やビジョンを共有するために、社員総会以外の取り組みとして、様々な工夫が取り入れられています。以下はその一例です。

経営の意思決定に関する実践事例 1

委員会活動を通じた連携推進方針の現場への落とし込み

年に一回の社員総会だけでは柔軟な実践につなげることが難しいことから、地域福祉推進委員会、災害対策委員会等の6つの委員会を作っており、5名の理事長等が委員会を主催し、5法人から担当職員が集まって開催している。各委員会の実施濃度は差があるが、研修や調査を行うなど、それぞれの取組を行っている。

経営の意思決定に関する実践事例 2

経営層会議を通じた柔軟な意思決定を促進

連携推進法人としての活動経過や今後の事業計画の策定といった法人の意思決定は理事会で行っているが、この他に「経営層会議」を実施している。

「経営層会議」は社員法人の理事長等が参加して3者で開催するとともに、頻繁にやり取りをして、研修等の活動内容について検討をしている。

(3) 代表理事、理事

代表理事及び理事の役割や参加できる者の範囲について記載します。

○ 代表理事、理事の役割

代表理事及び理事の役割は以下になります。

- 理事は、連携推進法人の業務を遂行するとともに、理事会を構成します。
- 代表理事は、連携推進法人を代表する者として理事の中から選定し、連携推進法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。（一般法人法第77条第4項）
- 代表理事（又は業務執行理事）は、定期的に、職務執行状況を理事会に報告します。（一般法人法第91条第2項）
- 理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、代表理事や他の理事の職務の執行を監督する役割を担います。

○ 代表理事及び理事に関する留意事項

代表理事及び理事に関する留意事項は以下の通りです。

- **員数**（法第127条第5号ロ（1）及び同号ハ）
 - 理事を6人以上置き、このうち代表理事を1人選任することとされます。
- **選任・解任**
 - 理事は、社員総会の決議によって選任及び解任されます。
 - 理事会は、代表理事を理事の中から選定・解職することができます。
 - 代表理事の選定、解職については、認定所轄庁の認可が必要となります。
 - 理事の任期満了時は、改めて代表理事を選定する必要があるため（変更の有無にかかわらず）、選定につき認定所轄庁の認可が必要です。
 - 認定所轄庁の認可日が、代表理事の就任日となるため、代表理事が不在の期間をなるべく生じないよう、事前の認定所轄庁と十分に協議することが必要です。
- **資格要件**（法第127条第5号ロ（4））
 - 社会福祉連携推進業務について識見を有する者及び社会福祉連携推進業務を実施する区域（以下「社会福祉連携推進区域」という。）における福祉サービスに関する実情に通じているものを含むことが必要です。
- **兼職禁止**
 - 同一の連携推進法人の監事又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができません。

○ 代表理事及び理事に関する留意事項（続き）

- **特殊関係者の制限**（法第127条第5号ロ(2)及び施行規則第40条第3項関係）
 - 理事のうちに、次に掲げる各理事の特殊関係者が3人を超えて含まれず、さらに理事及びその特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれないこととされます。
 - ✓ 当該理事の配偶者
 - ✓ 当該理事の三親等以内の親族
 - ✓ 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ✓ 当該理事の使用人
 - ✓ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ✓ 当該理事の使用人、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者の配偶者
 - ✓ 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者、当該理事の使用人、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- **同一法人出身理事の制限**
 - 理事のうち、同一法人出身者は、理事の総数の3分の1（社員の数が2である連携推進法人にあっては2分の1）を超えてはなりません。
- **任期**
 - 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとします。
 - ただし、定款の定めによりこれを短縮することは可能である。また、再任することは差し支えありません。
- **業務執行理事**
 - 理事会の決議によって、代表理事以外の業務を執行する理事を選定することができます。（一般法人法第91条第1項）
 - 業務執行理事は、定期的に、職務執行状況を理事会に報告します。（一般法人法第91条2項）

既存の連携推進法人では、社員法人の理事長が理事になっていることがほとんどのようです。理事の人選に苦労したとの話もあったことから、参考に実践事例を掲載します。

実践事例

社員法人の代表者、社員法人の事務部門の管理者、接点のある社会福祉法人の理事長、行政関係者、地域の代表、市議、社会福祉事業現場責任者、学識経験者、経営コンサルタント 等

(4) 理事会

理事会の役割について記載します。

○ 理事会の役割

理事会は、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職を担います。理事は、連携推進法人の業務を遂行するとともに、理事会を構成します。

○ 理事会運営に関する留意事項

理事会運営に関する留意事項は以下の通りです。

・ 代表理事又は業務執行理事

- 3か月に1回以上（定款において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることも可）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。（一般法人法第91条第2項）

・ 理事

- 協業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。（一般法人法第92条）

・ 理事会

- 各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、当該理事）が招集します。（一般法人法第93条）

・ 理事

- 理事会の日の1週間前（定款において、これを下回る期間を定めることも可。）までに、各理事及び各監事に対して招集を通知しなければなりません。（一般法人法第94条）

・ 理事会の決議

- 議決に加わることができる理事の過半数（定款において、これを上回る割合を定めることも可。）が出席し、その過半数をもって行います。（一般法人法第95条第1項）
- 書面による議決権行使は、認められません。（※社員総会は可）
- 理事会の決議の目的である事項に係る提案について、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす規定（＝決議の省略）を、定款で定めることができます。（一般法人法第96条）
- 理事会の議事録を作成し、理事会の日（決議の省略による場合を含む）から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

・ 社員及び債権者

- 裁判所の許可を得て、当該議事録の閲覧又は謄写の請求ができます。（一般法人法第97条）

※重要な財産の処分等、法に列挙された重要事項の決定については、理事に委任することができません。（一般法人法第90条第4項）

(5) 監事

監事の役割等について記載します。

○ 監事の役割

監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成します。

○ 監事に関する留意事項

監事に関する留意事項は以下の通りです。

- 員数
 - 2人以上置きます（法第127条第5号ロ（1））
- 選任・解任
 - 社員総会の決議によって選任及び解任されます。
- 資格要件
 - 財務管理について識見を有する者を含むこと（法第127条第5号ロ（4））
- 兼職禁止
 - 同一の連携推進法人の理事又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができません。
- 特殊関係者の制限（法第127条第5号ロ（2）及び施行規則第40条第3項関係）
 - 監事のうちに、次に掲げる各理事及び監事（以下「役員」という。）の特殊関係者が含まれないこと
 - ✓ 当該役員の配偶者
 - ✓ 当該役員の三親等以内の親族
 - ✓ 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ✓ 当該役員の使用人
 - ✓ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ✓ 当該役員の使用人、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者の配偶者
 - ✓ 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員の使用人、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 同一法人出身理事の制限
 - 監事のうち、同一法人出身者が含まれず、かつ理事と同一法人出身者は1人までとすること
- 任期
 - 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款の定めによりこれを短縮することは可能である。また、再任することは差し支えない。

既存の連携推進法人では、監事の人選は、社員法人の監事になってもらう場合や、社員法人の経営には関与していない第三者に監事になってもらう場合などがあるようです。

(6)

会計監査人 ※一定以上の規模の法人に設置義務

理事会の役割について記載します。

○ 会計監査人の役割

会計監査人は、一定以上の規模を有する連携推進法人が作成する計算書類及びその付属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成します。

○ 会計監査人に関する留意事項

会計監査人に関する留意事項は以下の通りです。

- **会計監査人の設置義務対象法人の基準**(社会福祉施行令(以下「施行令」という。)第33条及び施行規則40条の2)
 - ▶ 次の項目のいずれかに該当する場合には、会計監査人を選任しなければなりません。
 - ✓ 最終会計年度において定時社員総会の承認を受けた損益計算書(現に会計監査人を設置している法人に当たっては、一般法人法第127条の規定により、社員総会に報告された損益計算書)中、「当該年度決算(A)」の「サービス活動収益系(1)」欄に計上される額が30億円を超えること。
 - ✓ 最終会計年度において定時社員総会の承認を受けた貸借対照表(現に監査法人を設置している法人に当たっては、一般法人法第127条の規定により、社員総会に報告された貸借対照表とし、社会福祉連携推進認定を受けた後、最初の提示社員総会までの間においては、法第138条第2項の規定により読み替えて適用する一般法人法第123条第1項に規定する設立時貸借対照表)の負債の部に計上されている額の合計額が60億円を超えること
- **員数**
 - ▶ 1人以上置く必要があります。
- **選任・解任**
 - ▶ 理事の選任・解任方法と同様の取り扱いとなります。
 - ▶ 監事は、一般法人法第71条の規定により、会計監査人が次の項目のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、当該会計監査人を解任することができます。
 - ✓ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ✓ 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - ✓ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- **資格要件**
 - ▶ 公認会計士又は監査法人であること
- **兼行禁止**
 - ▶ 同一の連携推進法人の役員、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないものであること。

○会計監査人に関する留意事項（続き）

・ 任期

- 選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までである必要があります。
- なお、当該定時社員総会において格段の決議がされなかったときは、当該定時社員総会において再任されたものとみなされます。
- ただし、会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じたときに満了となります。

(7)

社会福祉連携推進評議会

社会福祉連携推進評議会の役割等について記載します。

○ 社会福祉連携推進評議会の役割

社会福祉連携推進評議会は、連携推進法人の意見具申・評価機関です。理事会の決議に基づき、代表理事が招集します。

○ 社会福祉連携推進協議会に関する留意事項

社会福祉連携推進協議会に関する留意事項は以下の通りです。

・ 社会福祉連携推進評議会の構成（法第127条第5号へ（1））

- 社会福祉連携推進評議会の構成は、地域福祉の増進に資するよう、連携推進法人が実施する社会福祉連携推進業務の種類に応じ、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者を始め、幅広い視点から、中立公正な立場で、連携推進法人に対して意見を述べることができるようにしなければなりません。
- その際、構成員には、社会福祉連携推進区域における福祉サービスに関する実情に通じている者を必ず加えている必要があります。

・ 員数

- 3人以上置く必要があります。

・ 選任・解任

- 社員総会の決議により行います。

・ 任期

- 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお、再任することは差し支えありません。

・ 社会福祉連携推進評議会による意見具申（法第127条第5号へ（2））

- 社会福祉連携推進評議会は、次に掲げる事項につき、審議を行い、必要に応じ社員総会及び理事会において意見を具申できます。
 - ✓ 貸付対象社員が予算の決定又は変更等を行うにつき、連携推進法人による承認の適否
 - ✓ 連携推進法人の事業計画の内容
 - ✓ 社会福祉連携推進評議会の構成員の定数の変更
 - ✓ 構成員の過半数の賛成により、社員総会又は理事会において意見を述べる必要があるとされた事項
- このほか、新規事業の立ち上げ、既存事業の廃止等連携推進法人の事業運営に関して重要な決定を行う場合には、代表理事の招集に応じて意見を述べるができます。

○ 社会福祉連携推進協議会に関する留意事項（続き）

- **社会福祉連携推進評議会による業務評価**（法第127条第5号へ（3）及び第136条）
 - 社会福祉連携推進評議会は、次に掲げる事項につき、審議を行い、業務評価を行わなければならない。
 - ✓ 社会福祉連携推進方針に照らした個々の業務の実施状況・費用対効果
 - ✓ 連携推進法人の事業報告の内容
 - ✓ 連携推進法人の運営の全体評価
 - 評価結果は**別記様式1業務評価**を作成し、公表しなければなりません。（法136条）
 - 必要に応じ社員総会及び理事会において意見を具申できます。
- **社会福祉連携推進評議会の招集手続**
 - 理事会の決議に基づき代表理事が行います。
- **その他**
 - 社会福祉連携推進評議会は、意見具申及び業務評価に係る議論を行うため、少なくとも毎年度1回以上は開催すること。
 - 社会福祉連携推進評議会は、毎会計年度における決算に係る理事会の開催後から定時社員総会までの間に行うことを基本とします。
 - 連携推進法人は、社会福祉連携推進評議会により具申された意見を尊重すること（法第136条第2項）。
 - 具申する意見の内容及び意見具申及び業務評価に係る社会福祉連携推進評議会の議事の内容については、社員総会に報告すること（社員総会は、評議会の意見を最大限尊重します）。

既存の連携推進法人では、社会福祉連携推進評議会構成員の人選について苦勞したとの話もあったことから、参考に実践事例を掲載します。

実践事例

社会福祉協議会関係者、行政関係者、連携推進本部所在地の住民代表、地元の老人クラブの代表者、他社会福祉法人の役員、実施している社会福祉事業に詳しい人物、財務に詳しい人物、医療介護に理解がある医師、弁護士、学識経験者、外部の人材育成専門家 等

(8) 役員に欠員が生じた場合の措置

(一般法人法第75条第1項及び法143条により準用される第45条の6第2項及び第3項)

役員に欠員が生じた場合の対応について、掲載します。

○ 辞任・退任役員の権利義務

役員に欠員が生じた場合、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでの間、なお役員としての権利義務を有します。

○ 一時役員等の選任

役員又は代表理事に欠員が生じた場合において、事務が遅滞することにより損害を生じる恐れがあるときは、認定所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員又は代表理事の職務を行う者を選任することができます。

○ 一時会計監査人の選任

会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されない時は、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければなりません。

(9) その他の留意事項

連携推進法人に置くべき組織機関の運営及び連携推進法人の業務運営は、上記によるほか、一般法人法のうち、一般社団法人に係る規定（ただし、同法第5条第1項（名称）、第67条第1項及び第3項（監事の任期）、第128条（貸借対照表等の公告）並びに第5章（合併）の規定を除く。）によります。

役員に欠員が生じた場合、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでの間、なお役員としての権利義務を有します。

3 連携推進法人の業務運営

本節では社会福祉推進法人の業務運営に当たってのポイントを解説します

連携推進法人は、社会福祉法人を始め、社会福祉事業を営む法人の社会福祉に係る業務の連携を推進して、地域において良質かつ適切な福祉サービスの提供又は社会福祉法人の経営基盤の強化を図ることを目的としており、その業務を通じ、社員の経営等が強化され、その効果が地域に波及していくことにより、もって公益性の確保にも資するものであるとされています。

したがって、連携推進法人の業務運営に当たっては、社会福祉連携推進業務の推進及び運営の透明性を図り、連携推進法人としての役割を積極的に果たすよう努めなければなりません。

具体的には、次に掲げる関係者に対し、特別の利益を与えてはいけません。（施行令第35条及び施行規則第40条の5）

- 連携推進法人の社員又は基金（一般法人法律第131条に規定する基金をいう。）の拠出者
- 連携推進法人の理事、監事、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員
- 上記に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族、事実上婚姻関係と同様の事情がある者、上記に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- 上記1点目に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として、次に掲げるもの
 - 当該法人が他の法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合（一の者又はその一若しくは2以上の子法人が社員総会その他の意思決定機関における議決権の過半数を有する場合をいう。イにおいて同じ。）における当該他の法人
 - 一の者が当該法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

以上を踏まえ、本節では連携推進法人の業務運営について詳述します。

①連携推進法人の名称（法第130条）

名称については、以下をご確認ください。

- 名称の中に「社会福祉連携推進法人」の文字を用いること
- 名称変更等の登記の申請には、社会福祉連携推進認定を受けたことを称する書面を添付すること
- 不正の目的をもって、他の連携推進法人であると誤認される恐れのある文字、名称又は商号を使用しないこと

②業務運営にかかる費用

連携推進法人に係る費用について、以下をご確認ください。実際の事例についても掲載します。

- **連携推進法人の業務運営に係る費用**
 - 社員からの会費等により賄われるものである必要があります。また、社員からの会費等の徴収に当たっては、その用途及び金額について、理事会で決議した上で社員総会において承認を得る必要があります。
- **会費**
 - 連携推進法人の本部運営のための事務所使用料や決算費用等の管理経費のほか、業務ごとに必要となる運営費用に充てることも可能ですが、業務ごとに参画する社員が異なる場合は、費用負担の公平性を考慮し、当該業務に参画する社員から、別途業務委託費を徴収することや、各業務において得られた収益等により確保する必要があります。

既存の連携推進法人では、年会費や入会金のあり方は様々でした。実施する社会連携推進業務の内容と社員法人の負担とのバランスを見て工夫しているようです。また、設定根拠も様々なようです。

	入会金	年会費
実践事例1	なし	連携推進法人への委託費用を按分
実践事例2	20万円	20万円
実践事例3	100万円	240万円
実践事例4	10万円	24万円
実践事例5	100万円	120万円
実践事例6	5万円	6万円
実践事例7	10万円	5万円
実践事例8	なし	20万円

③業務運営の実施体制

連携推進法人は、社会福祉連携推進業務及びその他業務を実施するために、必要な人員体制及び設備・備品を確保する必要があります。人員体制及び設備・備品の確保に際して、以下のことに留意して下さい。

- **連携推進法人の職員と、社員の職員との兼務**
 - 連携推進法人の職員と、社員の職員とを兼務することは、関係法令に違反しない範囲で可能ですが、この場合の人件費支出は、勤務時間数等により、適切に按分する必要があります。
- **社員の施設等における設備の共用**
 - 社員の施設等における事務室等の設備を共用することについても、関係法令に違反しない範囲で可能です。
- **土地・建物等の高額な不動産の保有**
 - 連携推進法人の運営費用は、会費等により賄われるものであるため、土地・建物等の高額な不動産を保有することは基本的には想定されていませんが、社員以外からの寄附等により、社員に対し過度に負担を転嫁せず、連携推進法人が実施する業務に必要な範囲において、不動産を保有することは妨げられるものではありません。
- **財産管理および株式の取得**
 - 連携推進法人が保有する財産の管理は、安全・確実な方法で行う必要があります。なお、株式投資又は株式を含む信託投資等による管理運用も問題ありませんが、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られます。

既存の連携推進法人では、連携推進法人の職員を専従で配置する場合と、社員法人の業務と兼務で実施する場合があります。連携推進法人としての業務量に合わせて人員配置がなされています。

④社員の義務（法第133条）

連携推進法人の社員のうち、社会福祉事業を経営する法人は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する連携推進法人の社員である旨を明示する義務を負います。

また、社員は、一般法人法第27条の規定に基づき、定款で定めるところにより、連携推進法人に対し、経費を支払う義務を負います。

⑤社会福祉連携推進目的事業財産等（法第137条及び施行規則第40条）

連携推進法人は、以下の①から⑦までに掲げる財産について、正当な理由がある場合を除き、社会福祉連携推進業務を行うために使用し、又は処分する必要があります。なお、この正当な理由がある場合とは、次の場合を指します。

- ・ 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合
- ・ 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合
- ・ 連携推進法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第4条の規定による認定を受けた法人である場合

【社会福祉連携推進業務を行うために使用し、又は処分する必要がある財産】

- ① 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に寄附を受けた財産
ただし、寄附をした者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものは除きます。
- ② 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産
ただし、財産を交付した者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除きます。
- ③ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行った社会福祉連携推進業務に係る活動の対価として得た財産
- ④ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行ったその他業務から生じた収益に100分の50を乗じて得た額に相当する財産
- ⑤ 上記の1から4までに掲げる財産を支出することにより取得した財産
- ⑥ 社会福祉連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であって、同日以後に財産目録、貸借対照表等において、社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産
- ⑦ 上記の1から6までに掲げるもののほか、当該連携推進法人が社会福祉連携推進業務を行うことにより取得し、又は社会福祉連携推進業務を行うために保有していると認められるものとして次のアからクまでに掲げる財産
 - ア 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社員から徴収した経費のうち、会費など、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に100分の50を乗じて得た額に相当する財産
 - イ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社員から徴収した経費のうち、その徴収に当たり社会福祉連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産
 - ウ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進目的保有財産（施行規則第40条の10第4項第2号に規定する「社会福祉連携推進目的保有財産」をいう。以下同じ。）から生じた収益に相当する財産
 - エ 社会福祉連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産
 - オ 社会福祉連携推進目的保有財産以外の財産とした社会福祉連携推進目的保有財産の額に相当する財産
 - カ 上記のアからオまでに掲げる財産を支出することにより取得した財産
 - キ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に上記のアからオまで及び1. から4. までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であって、同日以後に財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産
 - ク 当該連携推進法人の定款又は社員総会において、社会福祉連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

⑥会計処理（法第138条により準用される第45条の23）

連携推進法人の会計処理は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和3年厚生労働省令第177号）の規定に従って行う必要があります。（注：社会福祉法人の会計基準とは異なります）

また、連携推進法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる必要があります。

⑦役員報酬等基準の策定（法第138条により準用される第45条の35）

連携推進法人は、役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として連携推進法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該連携推進法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準（以下「役員報酬等基準」という。）を定める必要があります。

また、役員報酬等基準の策定又は変更は、社員総会の承認を受ける必要があります。役員に対する報酬等の支給は、役員報酬等基準に従って行わなければなりません。

⑧特別の利益供与の禁止（施行令第35条及び施行規則第40条の5関係）

連携推進法人は、次の1から6までに掲げる関係者に対し、特別の利益を与えてはいけません。

- ① 連携推進法人の設立者、理事、監事、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員
- ② 連携推進法人の社員又は基金の拠出者
- ③ 1及び2に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- ④ 1から3までに掲げる者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ⑤ 1又は2に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ⑥ 連携推進法人の設立者又は2に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として、次に掲げるもの
 - 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（一の者又はその一若しくは2以上の子法人が社員総会その他に意思決定機関における議決権の過半数を有する場合をいう。次項において同じ。）における当該他の法人
 - 一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

⑨ 計算書類等の作成、備置き及び閲覧

(一般法人法第10条及び第14条、第31条及び第32条、第99条、第107条、第123条、第129条並びに法第127条、法第138条により準用される第45条の32第4項及び第45条の34、法第139条第4項の規定により準用される法第34条の2第3項)

連携推進法人は、次の1から3までに掲げる書類（「備置書類」という。）を作成し、それぞれに掲げる期間、その主たる事務所及び従たる事務所に備え置く必要があります。

【据置書類】

① 定款

期間の定めなく常時

② 各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告

定時社員総会の2週間前の日（一般法人法第58条第1項の規定により、社員総会の決議の省略を行う場合にあってはその提案があった日）から5年間（従たる事務所にあつてはその写しを3年間）

③ 財産目録、役員等名簿、役員報酬等基準、別に定める法人現況報告書（法第138条により準用される第45条の34第1項第4号に規定する事業の概要その他の事項を記載した書類をいう。）、社会福祉連携推進方針、社会福祉連携推進評議会による評価結果

5年間（従たる事務所にあつてはその写しを3年間）

また、据置書類に関しては以下の規則を満たす必要があります。

➤ 備置書類については、何人も閲覧等の請求を行うことができます。

「何人も閲覧等の請求を行うことができる」とは、「これに応じる義務がある」ということではありません。社員及び債権者からの閲覧等の請求には応じる義務はあり、その他のものからの請求は正当な理由なく拒んではならないということです。

➤ 社員及び債権者に対しては、当該閲覧等の請求に応ずる義務があるものであり、その他の者からの請求については正当な理由なく拒むことはできません。

➤ 備置書類が書面によって作成されているときは書面で、電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録の閲覧の請求を行えます。

⑩情報公表

(法第136条第1項及び法144条により準用される第59条の2並びに施行規則第40条の16)

連携推進法人は、次の1から4までに掲げる書類につき、それぞれ掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく当該書類を公表しなければなりません。また、別に定めるところにより、インターネットの利用により行うことができます。

① 定款

- 法第139条第1項の規定により定款変更の認可を受けたとき
- 同条第3項の規定により定款変更の届出をしたとき

② 役員報酬等基準

- 法第138条第1項において準用する第45条の35第2項の規定により社員総会の承認を受けたとき
- 法144条により準用される第59条の規定により認定所轄庁に届け出たとき

③ 計算書類、役員等名簿、法人現況報告書、社会福祉連携推進評議会による評価結果

- 法144条により準用される第59条の規定により認定所轄庁に届け出たとき

④ 社会福祉連携推進方針

- 法第125条の規定により社会福祉連携推進認定を受けたとき
- 法第140条の規定により社会福祉連携推進方針の変更に係る認定所轄庁の認定を受けたとき

⑪退社

一般法人法第28条の規定により、定款において別段の定めがある場合を除き、社員はいつでも退社できます。しかし、現に連携推進法人から貸付けを受けている社員については、上記にかかわらず、社員総会において社員全員の同意を得なければ、退社できない旨、定款において別段の定めを置くことが望ましいです。

また、一般法人法第29条の規定により、次に掲げる事由によって、社員は強制的に退社することとなります。

- ・ 定款で定めた事由の発生
- ・ 総社員の同意
- ・ 社員である法人の解散
- ・ 一般法人法第30条の規定による除名

⑫解散（法第141条）

連携推進法人は、一般法人法第148条の規定により、次の1から6までに掲げる事由によって解散するものとなります。

- ・ 定款で定めた存続期間の満了
- ・ 定款で定めた解散の事由の発生
- ・ 社員総会の決議
- ・ 社員が欠けたこと
- ・ 破産手続開始の決定
- ・ 一般法人法第261条第1項又は第268条の規定に基づく裁判所による解散命令

⑬清算（法第141条）

連携推進法人が解散した場合、一般法人法第206条の規定により、清算する必要があり、清算人は遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければなりません。（法第141条の規定により準用される第46条第3項）その際、清算をする連携推進法人は、一般法人法第207条の規定により、清算の目的の範囲内において、清算を結了するまではなお存続するものとみなされます。

上記のほか、法第141条の規定により、連携推進法人の解散及び清算については、法第46条の2（破産手続の開始）、第46条の6第4項及び第5項（清算人の就任）、第47条の4（裁判所による監督）、第47条の5（清算結了の届出）、第47条の6（検査役の選任）の社会福祉法人に係る規定がそれぞれ準用されます。

⑭残余財産の帰属先（法第127条第5号ル及び施行規則第40条第9項）

社会福祉連携推進認定の取消しを受けた場合又は連携推進法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、一般法人法第239条第1項の規定により、定款の定めるところによるものとなりますが、連携推進法人の業務の性質に鑑み、国、地方公共団体、他の連携推進法人又は社会福祉法人（社員を除く。）の全部又はいずれかとし、これを定款に定める必要があります。

また、社員に対し、剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、一般法人法第11条第2項の規定により、その効力を有さないものとします。

⑮その他

連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に必要な範囲で、社員総会等を通じて、社員との間で定期的に情報共有することが望ましいです。

その際、個人情報扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令に則り、あらかじめ個人情報保護規程を定めるなどにより、適切に管理する必要があります。

なお、社員の施設等の利用者に係る個人情報については、原則として、それぞれの社員において管理される必要があります。

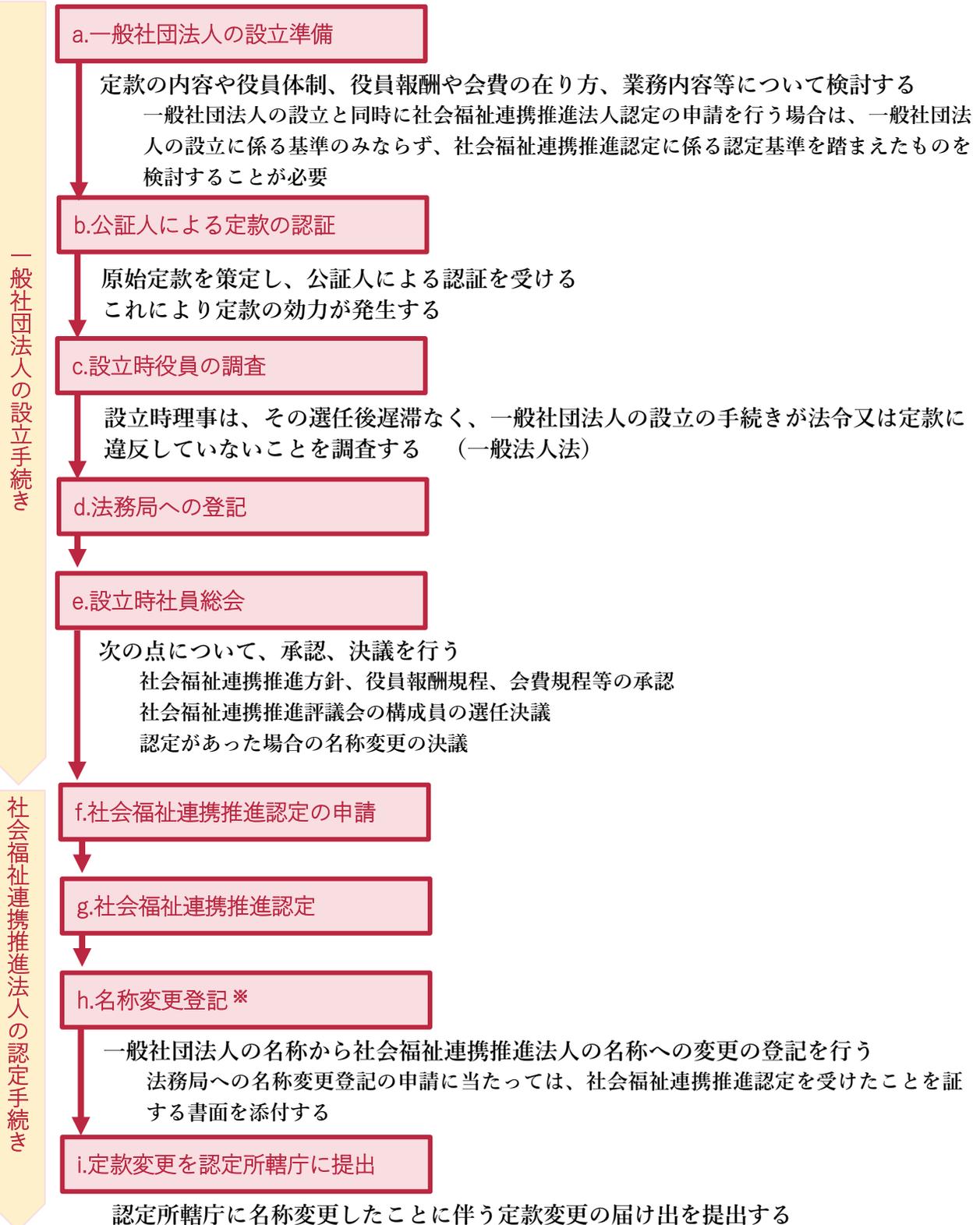
第3章

申請手続き / 認定後手続き

社会福祉連携推進法人の認定申請等の手続きについて、申請フローに基づき、プロセスごとのポイントを解説します。また、認定後の諸手続きについても記載します。

1 認定までのフロー

社会福祉連携推進法人の認定までのフローは次の通りです。一般社団法人の設立手続き後に、社会福祉連携推進法人の認定手続きを行う必要があります。



※「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて」（令和4年3月1日法務省民商第75号）により法務省民事局商事課長から法務局民事行政部長、地方法務局長宛て周知済。

2

連携推進法人の認定に当たっての留意点

連携推進法人の認定は、一般社団法人に対して行われるため、認定の申請を行う前に、一般社団法人としての法人格を取得しておく必要があります。

一般社団法人の設立については、一般社団法人法及び同法に基づく関係法令の定めによります。なお、社会福祉法人の所轄庁（都道府県、市区）ではなく、所轄する法務局又は法務局への申請が必要になります。

① 連携推進法人認定申請前の一般社団法人設立手続き（法第156条第1項）

連携推進法人の認定申請を行う前に、次の点に掲げる手続きを経ている必要があります。

- ・ 定款を作成し、公証人の認証を受けること（別紙3 定款例を参照）
- ・ 設立時役員を選任を行うこと
- ・ 設立時役員が、設立手続きの調査を行うこと
 - 設立時理事等は、一般社団法人の設立の手続きが法令もしくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、設立時社員にその旨を通知しなければなりません。
- ・ 設立時代表理事が、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に設立の登記の申請を行うこと

② 申請書類（施行規則第39条）

認定の申請に当たっては、次の表に掲げる書類を、認定所轄庁に提出する必要があります。様式が定められている場合は、その様式を活用してください。

様式2 申請書

- 設立の趣意は具体的に記載すること
- 全体を通して、必要な組織機関がすべて備わり、社会福祉連携推進業務の運営の実施体制が確保されていることが確認できること

様式3 社会福祉連携推進方針

- 「社会福祉連携推進区域の範囲」は、社員の主たる事務所（又は従たる事務所）の所在地を基準として、原則として区市町村単位で記載すること
- 「社会福祉連携推進業務の内容」は、法第125条に規定する業務の種類ごとに、当該連携推進法人で行う業務の内容を具体的に記載すること

様式4

- 社会福祉連携推進業務に係る事業費率が過半数を占めること。
- 社員の要件等が満たされたものであること。

様式5

- 表明・確約書の添付。

②申請書類（施行規則第39条）（続き）

定款

- 目的として、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進する旨、②それにより、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する旨が記載されていること
- 必要な記載事項含め、記載が必要な事項が網羅されていること
- 理事長名で原本証明すること

登記事項証明書

- 申請日から3か月以内に発行されたものであること

社員総会の議事録資料

- 「社会福祉連携推進方針」について決議した社員総会の議事録及び資料

役員一覧、評議会構成員一覧

- 氏名、生年月日、住所を記載すること

社員一覧

- 名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記載すること

履歴書、承認証明書・申立書

- 役員、評議会構成員の全員分を提出すること

財産目録

- 認定申請段階において、当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の目録

事業計画書

- 2年度分を提出（認定を行う会計年度とその翌年度）

収支予算書

- 会費等により、少なくとも2年度において事業支出に相当する収入が確保される見通しがあること

その他

- その他、認定所轄庁が認める書類について、提出すること

③認定の通知および公示（法第129条及び第145条第3項）

認定所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、その旨を申請者に通知するとともに、公示します。当該公示は、インターネットとの利用その他の認定所轄庁において適当と認めた方法により行います。（施行規則第40条の3）

認定の通知があった場合には、速やかに、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」への名称変更を行い、定款の変更の届出及び法人名称の変更登記を行ってください。

なお、あらかじめ、理事会及び社員総会において、社会福祉連携推進認定があった場合には、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称変更する定款変更を行うことにつき、決議を得ておくことが可能です。

3

認定後の諸手続き

定款変更、社会福祉連携推進法人の変更、代表理事の変更を行う場合は、原則として、認定所轄庁の許可が必要となります。

①定款変更（法第139条第1項～第3項及び施行規則第40条の13）

定款変更の認可申請は、**様式6**により行ってください。ただし、次に掲げる事項のみの変更を行う場合は様式6ではなく**様式7**を用いて届出てください。

- ・事務所の所在地
- ・社会福祉連携推進認定による法人の名称
- ・公告の方法

定款には、社会福祉連携推進業務等、社会福祉連携推進方針に記載する内容と密接に関連する部分も多いため、社会福祉連携推進方針の変更が必要か確認してください。

様式6または様式7

- 申請書、届出書

理事会議事録、資料

- 以下の2つの議事録が必要（1つの理事会で2つの要素を満たす場合は1つで足りる）
 - ✓ 社員総会の日時、場所、議題等を決定した理事会の議事録及び資料
 - ✓ 定款変更に係る決定をした理事会の議事録及び資料

社員総会議事録、資料

- 社員の総議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項

変更後定款全文

その他認定所轄庁が必要と認める書類

- 社会福祉連携推進方針の変更を伴う場合は、社会福祉連携推進方針の変更も申請すること
- その他に必要な場合は、認定所轄庁に確認

②社会福祉連携推進方針の変更（法第140条）

社会福祉連携方針の変更の認可申請は、**様式8**により行ってください。また、社会福祉連携推進方針の変更により、定款の変更も必要となる場合があるため、変更箇所に係る定款変更の規制についても確認してください。

なお、貸付業務を行う場合は、連携推進法人及び貸付対象社員との間の契約単位で、これを社会福祉連携推進方針に盛り込みます。また、「別紙1_貸付業務の実施方法」の4の（2）の①から⑦までに掲げる書類を添付してください。

③代表理事の選定及び解職（法142条及び施行規則第40条の15）

社会福祉連携方針の変更の認可申請は、**様式9**により行ってください。その際、次の点を留意してください。

- ・任期満了により退任する場合は、解職の申請は不要
- ・任期満了による場合であっても、代表理事選定に係る認可申請は必要
（同じ人物を引き続き代表理事に選定する場合でも、認可申請が必要）
- ・認可日が代表理事の就任日となるため、代表理事不在の期間を、なるべく生じさせないように、事前に認定所轄庁と十分に協議をすること

また、申請に当たっては、理事会での決議を経て、その議事録及び資料を添付してください（選定の場合は、当該代表理事の履歴書も添付）。

代表理事の解職の認可があった場合には、速やかに後任の代表理事の選定を行い、当該選定に係る認可申請を行う必要があります。その際、長期間、代表理事の選定が行われない場合には、認定所轄庁において、第3の7の（2）により、一時代表理事の選任を行う場合があります。

様式9

➤ 申請書

理事会議事録、資料

➤ 選定・解職に係る決定をした理事会の議事録及び資料

当該代表理事の履歴書

➤ 選定の場合以外不要

その他認定所轄庁が必要と認める書類

➤ その他に必要な場合は、認定所轄庁に確認

④毎会計年度における届出（法第144条に準用される第59条及び施行規則第40条の15）

連携推進法人は、毎会計年度3月以内に、次の書類を認定所轄庁に届け出る必要があります。

- ・計算書類
- ・財産目録
- ・役員等名簿
- ・役員報酬等基準
- ・法人現況報告書
- ・社会福祉連携推進評議会による業務評価（**様式1**）
- ・事業計画（定款に作成する旨を定めている場合に限る。）

⑤取消事由（法第145条及び第146条）

認定所轄庁は、連携推進法人が次のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消します。

- ・欠格事由（法第128条及び施行令第34条関係）のいずれかに該当するに至ったとき
- ・偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき

⑥取り消し得る事由（法第127条関係）

認定所轄庁は、連携推進法人が次のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消します。

- ・法人設立の目的に係る要件を満たさなくなった場合
（社会福祉連携推進業務に係る事業費率が過半を割った場合を含む。）
- ・社員の構成に係る要件を満たさなくなった場合
- ・社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎に係る要件を満たさなくなった場合
- ・社員の資格の得喪について、連携推進法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件が付されている場合
- ・社会福祉連携推進認定の取消しの申請があったとき
- ・法、施行令又は施行規則に基づく命令や処分違反したとき

⑦解散する場合

連携推進法人を解散する場合は、社会福祉連携推進認定の取消しの申請により行います。

⑧名称の変更みなし

社会福祉連携推進認定を取り消された法人は、その名称中の「社会福祉連携推進法人」という文字を「一般社団法人」と変更する定款の変更をしたものとみなされます。

⑨その他

認定所轄庁が社会福祉連携推進認定の取消しをした場合、定款の定めに従い、社会福祉連携推進認定の取消しの日から1月以内に、社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定所轄庁が定款で定める贈与を当該社会福祉連携推進認定の取消しを受けた法人から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなされる。

別紙 1	貸付業務の実施方法	・・・付-1
別紙 2	委託募集の特例の実施方法	・・・付-8
別紙 3	社会福祉連携推進法人定款例	・・・付-14

(別記様式)

様式 1	社会福祉連携推進評議会による業務評価	・・・付-34
様式 2	社会福祉連携推進の認定申請について	・・・付-36
様式 3	社会福祉連携推進方針	・・・付-39
様式 4	法第127条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類	・・・付-41
様式 5	法第128条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類	・・・付-44
様式 6	定款変更の認可申請について	・・・付-48
様式 7	定款変更の届出について	・・・付-50
様式 8	社会福祉連携推進方針変更の認定申請について	・・・付-52
様式 9	代表理事の（選定・解職）に係る認可申請について	・・・付-54

貸付業務の実施方法

1 貸付業務を行う場合の手続の流れ

貸付業務を行う場合は、次の手順で行うこと。

- ① 連携推進法人、貸付原資提供社員及び貸付対象社員（以下「貸付当事者」という。）において貸付けの内容等について合意すること
- ② 貸付当事者のそれぞれの内部機関において、①の合意内容について意思決定を行うこと
- ③ 社会福祉連携推進方針に①の合意内容を反映すること
- ④ 当該社会福祉連携推進方針の策定又は変更について、認定所轄庁に対して申請すること
- ⑤ 貸付原資提供社員から連携推進法人に対して、貸付原資に係る貸付金を提供すること
- ⑥ ⑤による借入金を原資に、連携推進法人から貸付対象社員に対して、貸付金を提供すること
- ⑦ 貸付対象社員において借入金を使用した後、連携推進法人に対し、当該借入金の使用状況について報告すること
- ⑧ 貸付対象社員から連携推進法人に対して借入金を返済するとともに、当該返済をもって、連携推進法人から貸付原資提供社員に対して、貸付原資に係る貸付金を清算すること
- ⑨ 社会福祉連携推進方針における貸付けに係る記載を削除するため、当該方針の変更について、認定所轄庁に対して申請すること

2 貸付当事者間での合意について

- (1) 貸付業務の実施に当たっては、貸付当事者において、別紙 1 様式に掲げる事項について合意すること。なお、当該合意は、1 回の貸付けごとに行わなければならないものであること。
- (2) 貸付原資提供社員から連携推進法人への貸付原資の提供に当たっては、貸付原資提供社員において、次の①から⑦までに掲げる条件を遵守すること。
 - ① 拠点区分として本部拠点を設け、当該本部拠点の貸借対照表に連携推進法人への貸付金を計上すること
 - ② 貸付けを行う年度の前年度の法人全体の事業活動計算書における当期活動増減差

額が黒字であること

- ③ 直近3カ年度（貸付けを行う年度に属する4月1日を基準として、前々年度から過去3カ年度分とする。）の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限とすること
 - ④ 貸付金原資を調達する目的で、金融機関等からの借入、資産の売却を行わないこと
 - ⑤ 貸付金利は、無利子又は高利でない適正な利率であること
 - ⑥ 貸付期間は、（3）の①に合わせて設定すること
 - ⑦ 当該連携推進法人から貸付けを受けていないこと
- （3）連携推進法人から貸付対象社員への貸付けに当たっては、連携推進法人において、次の①から⑦までに掲げる条件を遵守すること
- ① 貸付期間は、3年以内とすること
 - ② 貸付金額が貸付対象社員の返済可能な額であること
 - ③ 貸付金の使途は、貸付対象社員が行う社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる経費であって、次の条件を満たすものであること
 - ア 貸付対象社員が行う社会福祉事業の安定的な運営に必要な施設・設備の改修や職員の人件費等に係る経費であること
 - イ 貸付対象社員の役員等報酬に充てるものでないこと
 - ④ 貸付金利は、無利子又は高利でない適正な利率であること
 - ⑤ 担保や保証人の設定等が必要に応じて適切に行われていること
 - ⑥ 事務手数料を徴収する場合に、当該事務手数料が不当に高額でないこと
 - ⑦ 適切な遅延損害金の設定を行うこと
- （4）このほか、貸付原資提供社員及び貸付対象社員は、それぞれ次の①又は②に留意すること。
- ① 貸付原資提供社員に係る留意事項
 - ア 貸付原資の提供は、全ての社員が行う必要はなく、一部の社員が提供しないことも可能であること。
 - イ 同一年度における提供上限額の範囲内で、複数回、貸付原資を提供することを妨げるものではないこと。
 - ② 貸付対象社員に係る留意事項
 - ア 複数の連携推進法人から同時に貸付けを受けることはできないこと。
 - イ 同一の貸付対象社員が、同一の連携推進法人から複数回貸付けを受けることを妨げるものではないが、この場合、既貸付金が完済されている必要があること。

3 貸付当事者それぞれの内部機関における意思決定について

(1) 理事会、評議員会（連携推進法人の場合にあつては社員総会）において、貸付けの当事者間で合意すべき内容について承認を受けること。

その際、貸付対象社員の状況次第では、返済されない可能性があることを十分考慮した上で、丁寧に説明を行い、議論すること。

(2) 貸付原資提供社員においては、連携推進法人への貸付けについて、あらかじめ法人所轄庁に相談しておくことが望ましいこと。

(3) 貸付対象社員において、基本財産を抵当権等の担保に供する場合には、貸付対象社員の法人所轄庁の認可を得る必要があることに留意のこと。

4 社会福祉連携推進方針の策定又は変更について

(1) 連携推進法人は、3において社員総会で承認された合意内容のうち、別記様式3のとおり、当該合意に基づき行われる貸付けごとに、次に掲げる事項を社会福祉連携推進方針に盛り込まなければならないこと。

なお、社会福祉連携推進認定後に新たに貸付業務を行う場合には、社会福祉連携推進方針の変更に係る認定所轄庁の認定を受ける必要があること。

① 貸付対象社員の名称

② 貸付けの金額及び契約日

③ 予算・決算等の貸付対象社員の重要事項の承認方法

(2) 連携推進法人は、連携推進法人の認定の申請（貸付業務を行う場合に限る。）又は（1）の認定の申請を行うに当たっては、次の①から⑦までに掲げる書類を添付しなければならないものであること。

① 別紙1様式の貸付事前合意書

② 貸付対象社員における貸付金の使途に関する事業計画

③ 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約書案

④ 連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約書案

⑤ 連携推進法人において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行った際の理事会、社員総会議事録

⑥ 貸付原資提供社員において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行った際の理事会、評議員会議事録

⑦ 貸付対象社員において、当該貸付けを受けることにつき意思決定を行った際の理事会、評議員会議事録

(3) (2)の申請前に、貸付原資提供社員及び貸付対象社員は、3の手続を完了させておく必要があること

5 認定所轄庁に対する申請について

認定所轄庁は、高利でない適正な利率が設定されていることや、担保や保証人の設定が必要に応じて適切に行われていることなど、社会福祉法人の法人外流出の禁止等の観点から貸付内容を確認するとともに、必要に応じて貸付原資提供社員及び貸付対象社員の法人所轄庁等に対して情報提供、意見照会を行い、特段の問題がなければ、認定して差し支えないこと。

6 貸付原資提供社員から連携推進法人に対する貸付原資の提供及び連携推進法人から貸付対象社員への貸付けの実行について

(1) 貸付原資提供社員から連携推進法人への貸付金については、連携推進法人及び貸付対象社員との間の契約単位で、他の資金と区分経理するものとし、貸付対象社員への貸付け以外への使用は一切認められないものであること。

(2) 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約には、債権譲渡禁止特約を盛り込むこと。

(3) 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約の履行（貸付金の振込）は、金融機関における振込手続等によるやむを得ない場合を除き、同一日に行うこと。

(4) 貸付対象社員は、貸付けを受けた年度から、当該貸付金の返済が完了するまでの間、次の①から⑥までに掲げる事項につき、連携推進法人の承認を受けること。（施行規則第40条第8項）

① 予算（補正予算を含む。）の決定又は変更

② 決算の決定

③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ

④ 重要な資産の処分

⑤ 合併

⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散

なお、当該承認は、連携推進法人の理事会における決議をもって行うこと。

また、当該承認が受けられなかった場合には、貸付対象社員においてその内容について必要な見直しを行い、法人内部での所要の手続を経た上、改めて連携推進法人の承認を受ける必要があること。

(5) 連携推進法人が（4）の承認を行うに当たっては、別添第3の6の（2）の⑤に規定のとおり、社会福祉連携推進評議会に対し、意見を求めることができるものであること。

7 貸付対象社員における借入金の使用及びその使用状況の報告について

貸付対象社員においては、借入金使用后、連携推進法人に対して、速やかに当該貸付金の使用状況について報告を行うこと。

8 貸付対象社員から連携推進法人への借入金の返済及び連携推進法人から貸付原資提供社員への借入金の返済について

- (1) 貸付対象社員から連携推進法人への返済金については、契約上、連携推進法人が収受すべき金額を除き、他の資金と区分経理し、貸付原資提供社員への返済以外への使用は一切認められないものであること。
- (2) 貸付対象社員から貸付金の返済があった場合、連携推進法人は、貸付原資提供社員に対し、当該返済金を速やかに返還すること。

9 社会福祉連携推進方針の変更について

貸付金の返済後、連携推進法人は、認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進方針のうち、当該貸付けに関する記述を削除するための変更認定手続を行う必要があること。

10 その他留意事項

- (1) 貸付原資提供社員である社会福祉法人から連携推進法人への貸付けについては、2の(2)の①から⑦までに掲げる条件を満たして行われる限りにおいて、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知）、「障害者総合支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」（平成24年8月20日付け障発0820第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定にかかわらず、社会福祉法人外への資金流出には該当せず、資金使途の例外として、これらの運営費を当該貸付金に充てることが可能であること。
- (2) 貸付原資提供社員である社会福祉法人から連携推進法人への貸付けに係る社会福祉法人の事業区分については、社会福祉事業の一環として位置付けられるものであること。
- (3) 貸付原資提供社員である社会福祉法人の連携推進法人に対する貸付金債権について

は、法第 55 条の 2 第 3 項第 4 号に規定する社会福祉充実残額の算定に当たって、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に定める控除対象財産には該当しないものであること。

貸付事前合意書

貸付件名	令和 5 年 4 月 1 日の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け	
社員総会における承認日	令和 4 年 6 月 1 4 日	
貸付契約締結日	令和 4 年 1 2 月 1 日	
貸付対象社員の名称	社会福祉法人〇〇	
貸付原資提供社員の名称	社会福祉法人□□、社会福祉法人△△、社会福祉法人××	
貸付条件	貸付対象社員への貸付総額	〇〇円
	貸付原資提供社員の提供額	社会福祉法人□□：〇〇円 社会福祉法人△△：〇〇円 社会福祉法人××：〇〇円
	返済期限	令和 8 年 3 月 3 1 日
	返済方法	一括償還
	利率	1.0%
	担保	社会福祉法人〇〇が保有する〇〇県△△市×× 1 - 1 - 1 に所在する建物
	延滞時の取扱い	遅延利息 14.6%
	貸付金回収不能時の取扱い	貸付金額に応じて各貸付原資提供社員がリスクを負う。
貸付実行予定日	令和 5 年 4 月 1 日	
貸付対象社員における貸付金の使途	地域共生関連事業の実施に当たって必要となる施設内のレイアウト変更及び配線工事に必要な費用	
貸付対象社員における重要事項に係る承認の方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。	

(注) 記載欄中の記述は記載例であること。

委託募集の特例の実施方法

1 委託募集の特例の概要

連携推進法人の社員が、当該連携推進法人の人材確保等業務として、社会福祉事業に従事する労働者の募集を行わせる場合（以下「委託募集」という。）には、本来、職業安定法第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、当該社員について厚生労働大臣の許可又は届出が必要となるところ、法第 134 条第 2 項の規定に基づき、連携推進法人が必要な事項を厚生労働大臣に届け出ることにより、実施可能であること。

2 委託募集の特例の基準（施行規則第 40 条の 6）

（1）委託募集を行う場合には、連携推進法人及びその社員は、次の①から③までに掲げる基準にすべて適合していること。

なお、当該基準への適合につき、都道府県労働局等より照会があった場合には、認定所轄庁において必要な協力を行うこと。

① 職業安定法その他次に掲げる労働関係法令に係る重大な違反がないこと

ア 労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が、労働者派遣法第 44 条（第 4 項を除く。）により適用される場合を含む。））

イ 労働者派遣法第 58 条から第 62 条までの規定

ウ 港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）第 48 条、第 49 条（第 1 号を除く。）及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定

エ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 49 条、第 50 条及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定

オ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 19 条、第 20 条及び第 21 条（第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 22 条の規定

カ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 62 条から第 65 条までの規定

キ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 32 条、第 33 条、第 34 条（第 3 号を除く。）並びにこれらの規定に係る同法第 35 条の規定

ク 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 108 条、第 109 条、第 110 条（同法第 44 条の規定に係る部分に限る。）、第 111 条（第 1 号を除く。）及び第 112 条（第 1 号（同法第 35 条第 1 項の規定に係る部分に限る。）及び第 6 号から第 11 号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 113 条の規定

② 連携推進法人について、精神の機能の障害により労働者の募集を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者が募集に従事しないこと

③ 連携推進法人について、職業安定法その他労働関係法令、募集内容及び募集に係る業務の内容に関して十分な知識を有している者であること

(2) 募集に係る労働条件は、次の①から④までに掲げる基準にすべて適合していること。

① 法令に違反するものでないこと

② 賃金が、同地域における同業種の賃金水準に比較して著しく低くないこと

③ 募集に係る労働者の業務の内容及び労働条件が明示されていること

④ 適用事業所については社会・労働保険に適切に加入していること

(3) 募集を行おうとする期間が 1 年を超えないものであること。

(4) 募集の報酬は、特段の事情がある場合を除き、支払われた賃金額の 100 分の 50（同一の者に引き続き 1 年を超えて雇用される場合にあつては、1 年間の雇用にかかわる賃金額の 100 分の 50）を超えていないこと。

(5) 社員は、委託募集の報酬として、厚生労働大臣の認可を受けた報酬以外の財物を連携推進法人に与えていないこと。

3 委託募集に係る届出

(1) 委託募集を行う連携推進法人は、あらかじめ次の①から⑥までに掲げる事項を都道府県労働局長等に届け出なければならないものであること。（施行規則第 40 条の 7）

① 募集に係る事業所の名称及び所在地

② 募集時期

③ 募集職種及び人員

④ 募集地域

⑤ 募集に係る労働者の業務の内容

⑥ 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件

(2) 連携推進法人が、その社員の委託を受けて労働者の募集を行う際には、連携推進法人は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に対して、委託募集の届出を行うものであること。

ただし、連携推進法人の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。以

下「自県外地域」という。)を募集地域とする委託募集であって、一の連携推進法人が自県外地域において募集しようとする労働者の数が100人以上である委託募集又は一の連携推進法人が自県外地域において募集しようとする労働者の数の合計が100人未満であっても自県外地域のうち一の都道府県の区域において募集しようとする労働者の数の合計が30人以上である委託募集については、厚生労働大臣に対して、連携推進法人が委託募集の届出を行うものであること。(施行規則第40条の8)

- (3) 委託募集の届出の有効期間は6か月以内とするものであること。
- (4) 連携推進法人は、人材確保等業務の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする社員についてのみ、委託募集の届出を行うものであること。
- (5) 連携推進法人は、別紙2様式①の委託募集届出書を、都道府県労働局長への届出にあつては正本1通、副本2通を作成し、委託募集を開始する日の7日前までに、厚生労働大臣への届出にあつては正本1通、副本3通を作成し、委託募集を開始する日の14日前までに、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長に対して提出するものであること。

4 委託募集の特例に係る実施状況の報告(施行規則第40条の9)

委託募集に従事する連携推進法人は、別紙2様式②により、毎年度、労働者募集報告を作成し、当該年度の翌年度の4月末日まで(当該年度の終了前に募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで)に3の(2)による届出の受けを行った公共職業安定所の長に提出しなければならないものであること。

委託募集届出書

厚生労働大臣
都道府県労働局長

殿

届出年月日 (元号) 年 月 日
社会福祉連携推進法人の名称
住所
代表者氏名

社会福祉法第134条第2項の規定に基づく委託募集を(元号)〇年〇月〇日から(元号)〇年〇月〇日までの間行いたく、下記内容により届け出ます。

NO	募集を委託する法人名		従業員数	募集職種	雇用期間	募集人員	労働条件						
	事業所名	所在地					賃金	就業時間	休日	各種保険	その他		
①			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	：～ ：	日曜・土曜 その他	回	雇用 健康	労災 厚生	
②			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	：～ ：	日曜・土曜 その他	回	雇用 健康	労災 厚生	
③			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	：～ ：	日曜・土曜 その他	回	雇用 健康	労災 厚生	
④			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	：～ ：	日曜・土曜 その他	回	雇用 健康	労災 厚生	
⑤			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	：～ ：	日曜・土曜 その他	回	雇用 健康	労災 厚生	

募集地域 (都道府県又は地域)	募集人員	募集従事者		
		氏名	生年月日	職名
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

委託募集届出書記載要領

1 届出者に関する事項

- ①「届出年月日」欄は、社会福祉連携推進法人が、公共職業安定所に届出書を提出する年月日を記載する。
- ②「社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名」欄は、届出を行う社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名を記載する。

2 募集を委託する法人に関する事項

- ①「事業所名・所在地」欄は、募集を委託する法人名・主たる事務所の所在地を記載する。
- ②「従業員数」欄は、届出書を提出する月の前月末現在に在籍する法人の従業員総数を記載する。

3 募集内容に関する事項

- ①「募集職種」欄は、募集する職種（例えば、社員の施設・事業所に従事する介護職員等）を記載する。
- ②「雇用期間」欄は、雇用する予定の期間を記載する。
- ③「募集人員」欄は、募集人員を記載する。
- ④「賃金」欄は、年齢等に応じた初任給額（税込）を記載する。
- ⑤「就業時間」及び「休日」欄は、所定労働時間、週休制を記載し、該当するものを○で囲むこと。
- ⑥「各種保険」欄は、加入している保険をそれぞれ○で囲むこと。
- ⑦「その他」欄は、賞与の有無・年間平均支給月数、残業の有無・月間平均時間、交代制勤務、変形労働時間制等の有無・状況、宿舍の状況等を記載する。

4 募集地域及び募集従事者等に対する事項

- ①「募集地域・募集人員」欄は、労働者を募集しようとする都道府県又は地域及びそれらに対応する募集人員を記載する。
- ②「募集従事者」欄は、それぞれ募集従事者の氏名、生年月日、社会福祉連携推進法人における役職名、住所を記載する。

公共職業安定所長 殿

労働者募集報告

((元号) 年度 (月～ 月) 分)

事業所名	募集地域	募集人員	本年度の採用人員	備考
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
合	計	人	人	

労働者募集状況を上記のとおり報告します。

(元号) ○年○月○日

社会福祉連携推進法人の名称 _____

住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____

(労働者募集報告記載要領)

- 1 「事業所名」欄は、社会福祉連携推進法人に募集の委託を行った事業所名を記載する。
- 2 「募集地域」欄は、労働者を募集しようとする地域（委託募集届出書に記載した募集地域）を記載する。
- 3 「募集人員」欄は、当該地域における募集人員を記載する。
- 4 「本年度の採用人数」欄は、募集地域を管轄する公共職業安定所管内における委託募集による本報告に係る年度中の採用人員を記載する。
- 5 「社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名」欄は、募集を行う社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名を記載する。

(この報告は、委託募集の届出の受付を行った公共職業安定所長に提出すること。)

社会福祉連携推進法人定款例

<説 明>

1. 定款例について

- 各連携推進法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各連携推進法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（実線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第127条第5号に掲げる事項等）
 - ※ 内容が法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 社員総会及び理事会における決議事項

	理事会	社員総会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会の日時及び場所並びに議題・議案等の決定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第38条第2項） ・ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：一般法人法第90条第2項第3号、業務執行理事：一般法人法第91条第1項第2号） ・ 重要な財産の処分及び譲受け（一般法人法第90条第4項第1号） ・ 多額の借財（一般法人法第90条第4項第2号） ・ 重要な使用人の選任及び解任（一般法人法第90条第4項第3号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の除名（一般法人法第30条第1項）★ ・ 社員総会提出資料の調査者の選任（一般法人法第55条） ・ 理事、監事、会計監査人の選任（一般法人法第63条、第69条第2項） ・ 理事、監事、会計監査人の解任（一般法人法第70条）★ ・ 役員等の責任の一部免除（一般法人法第113条）★ ・ 計算書類の承認（一般法人法第126条第2項） ・ 基金の返還（一般法人法第141条） ・ 定款の変更（一般法人法第146条）★

<ul style="list-style-type: none"> ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（一般法人法第90条第4項第4号） ・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備（一般法人法第90条第4項第5号） ※ 一定規模を超える法人のみ ・定款の定め及び理事会決議（一般法人法第114条）に基づく役員等の責任の一部免除（一般法人法第90条第4項第6号） ・競業及び利益相反取引（一般法人法第92条第1項） ・補償契約の内容の決定(一般法人法第118条の2第1項) ・役員等のために締結される保険契約の内容の決定（一般法人法第118条の3第1項） ・計算書類及び事業報告等の承認(法第124条第3項) ・貸付けを受けた社員における重要事項に係る決定の承認（本通知別紙1の6（4）） ・その他重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の全部の譲渡（一般法人法第147条）★ ・解散の決議（解散：一般法人法第148条第3号、継続：一般法人法第150条）★ ・清算人の選任(一般法人法第209条第1項第3号) ・清算人の解任（一般法人法第210条第1項） ・残余財産の帰属先の決定（一般法人法第239条第2項） ・役員報酬等基準の承認(法第138条において準用する法第45条の35第2項) ・社会福祉連携推進評議会の構成員の選任・解任（本通知第3の6（2）②） ・会費等の使途及び金額（本通知第4の3（2）） ・社会福祉連携推進方針の策定（本通知第5の3（1）） ・社会福祉連携推進方針の変更（本通知第5の8（1）） ・貸付けに係る合意内容の承認（本通知別紙1の3（1）） ・その他定款で定めた事項 <p>★：一般法人法第49条第2項の規定により、社員の総議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項</p>
---	---

社会福祉連携推進法人〇〇〇〇定款

(注) 社会福祉連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要がある。したがって、法人の状況によっては、本定款例に規定のない事項についても、一般法人法に基づいて定める必要があり得る。

第一章 名称及び事務所

(名称)

第一条 本法人は、社会福祉連携推進法人〇〇〇〇と称する。

(事務所)

第二条 本法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。

(注) 従たる事務所の所在地を以下のとおり記載することも可能である。

2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。

第二章 目的及び業務

(目的)

第三条 本法人は、社会福祉連携推進方針に基づき、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的とする。

(社会福祉連携推進業務)

第四条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
- (2) 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- (3) 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
- (4) 資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援
- (5) 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
- (6) 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

(注) 実際に実施する事業のみを記載すること。また、社会福祉連携推進方針に記載したより詳細な事業内容を記載することも可能である。

(その他業務)

第五条 本法人は、社会福祉連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる業務のほか、〇〇に関する業務を行う。

(注) その他業務を行わない場合は記載不要である。

第三章 基金

(基金)

第六条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(注1) 一般法人法第131条参照。基金の募集を行う場合は定款に記載する必要がある。ただし、社会福祉法人である社員は、当該基金に対する資金の拠出ができない。

(注2) 基金の返還については、法人の解散までとすることも可能である。この場合、第2項及び第3項を以下のとおりとすること。

2 拠出された基金は、本法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第四章 社員

(法人の構成員)

第七条 本法人は、本法人の社会福祉連携推進方針に賛同し、次に該当する法人であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

(1) 本法人の社会福祉連携推進区域における社会福祉法人

(2) 本法人の社会福祉連携推進区域において社会福祉事業を経営する法人（(1)に該当する法人を除く。）

(3) 本法人の社会福祉連携推進区域において社会福祉を目的とする事業（社会福祉事業を除く。）を経営する法人（(1)及び(2)に該当する法人を除く。）

(4) 本法人の社会福祉連携推進区域において社会福祉事業等従事者の養成機関を営む法人（(1)から(3)までに該当する法人を除く。）

（社員の資格の取得）

第八条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（注）第1項について、社員総会の承認を必要とすることも可能である。

第九条 前条の規定にかかわらず、地方公共団体については社員としない。

（経費の負担）

第十条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（注1）一般法人法第27条参照。経費の負担を生じさせる場合は定款に記載が必要である。

（注2）「事業活動に経常的に生じる費用」とは、本法人の本部運営に当たって発生する事務的経費等であり、社会福祉連携推進業務に要する費用については、業務委託費等により別途確保する必要がある。

（貸付けを受けた社員の責務）

第十一条 第4条(4)に規定する支援を受けた社員が、次の事項を決定するに当たっては、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

(1) 予算（補正予算を含む。）の決定又は変更

(2) 決算の決定

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ

(4) 重要な資産の処分

(5) 合併

(6) 目的たる事業の成功の不能による解散

（注）第4条(4)に規定する業務を行う場合は、本規定を必ず記載する必要がある。

（任意退社）

第十二条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(注1) 一般法人法第28条参照。退社に当たって書面による意思表示を求めるなどの場合は、定款に本条のような記載が必要である。

(注2) 貸付業務を行う場合は、第2項として、以下の規定を追加することが望ましい。

2 前項の規定にかかわらず、本法人から第4条(4)に規定する支援を受けた社員については、社員総会において社員全員の同意を得なければ、退社することができない。

(除名)

第十三条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(注) 一般法人法第30条、第49条第2項参照。

(社員資格の喪失)

第十四条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員に係る法人が解散したとき。

第五章 社員総会

(構成)

第十五条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第十六条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事〈、会計監査人〉並びに社会福祉連携推進評議会の構成員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) 会費等の使途及び金額
- (9) 社会福祉連携推進方針の変更
- (10) 貸付けに係る合意内容の承認
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(注) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(開催)

第十七条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(注) 一般法人法第36条第1項参照。定時社員総会は、同条同項の規定により、毎会計年度終了後一定の時期に招集しなければならないため、開催時期を定めておくことが望ましい。他方、臨時社員総会は、いつでも招集することができる(一般法人法第36条第2項)。

(招集)

第十八条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(注1) 一般法人法第36条から第38条まで参照。

(注2) 第2項にいう「総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員」は、単独の社員のみならず、複数の社員でも可能である。また、「10分の1」は5分の1以下の割合とすることも可能である。

(議長)

第十九条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(注) 一般法人法第54条参照。「社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。」とすることも可能である。

(議決権)

第二十条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(注) 議決権の数について、定款で別段の定めをする場合は、「社員〇〇につき〇個、社員〇〇につき〇個とする。」などの記載とすることが考えられる。

なお、この場合、以下のいずれも満たしていることが必要である。

- ① 社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないこと
 - ② 社員が連携推進法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないこと
 - ③ 1の社員に対し、総社員の議決権の過半数を配分しないこと
- また、併せて第1項の次に次の一項を加える。

2 総社員の議決権の過半数は、社員である社会福祉法人が保有しなければならない。

(決議)

第二十一条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

(注1) 一般法人法第49条参照。

(注2) 第2項にいう「総社員の議決権の3分の2以上」が必要とされているが、定款によりこれを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第二十二条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(注1) 一般法人法第57条参照。

(注2) このほか、一般法人法第50条(議決権の代理行使)、第51条(書面による議決権の行使)、第52条(電磁的方法による議決権の行使)、第58条(社員総会の決議の省略)、第59条(社員総会への報告の省略)等が定められており、それらの手続について定款に規定しておくことも可能である。

第六章 役員

(役員〈及び会計監査人〉の設置)

第二十三条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○名以上○名以内

(2) 監事 ○名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

〈4 本法人に会計監査人を置く。〉

(注1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(注2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能である。

(注3) 業務執行理事については、「代表理事以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能である。

(注4) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(注5) 代表理事を理事長とするなど、一般法人法とは異なる呼称とすることは可能であるが、法令上の名称と、定款上の名称がどのような関係にあるのかを明確にする必要がある。この場合、以下のような記載とすることが考えられる。

2 理事のうち1名を会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法に規定する業務執行理事とする。

(役員〈及び会計監査人〉の選任)

第二十四条 理事及び監事〈並びに会計監査人〉は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、次に掲げる者が含まなければならない。

(1) 理事にあつては、社会福祉連携推進業務に識見を有する者又は社会福祉連携推進区域における福祉サービスに関する実情に通じている者

(2) 監事にあつては、財務管理に識見を有する者

3 理事及び監事の選任に当たって、それに含まれる各役員の親族等の特殊の関係がある者の数は、次のとおりとする。

(1) 各理事について、親族等の特殊の関係がある者が3人を超えて含まれず、当該理事並びに親族等の特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと

(2) 監事のうちに、各役員の親族等の特殊の関係がある者が含まれていないこと

4 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(注1)「親族等の特殊の関係がある者」とは次に掲げる者とする。

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ 使用人
- ⑤ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ⑥ ④及び⑤に掲げる者の配偶者
- ⑦ ③から⑤までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(注2) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(理事の職務及び権限)

第二十五条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、〈例：理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。〉
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎会計年度に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(注1) 一般法人法第91条参照。

(注2) 代表理事及び業務執行理事が自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、第3項について、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である。

なお、この報告は現実に開催された理事会において行わなければならない、報告の省略をすることはできない(一般法人法第98条第2項)。

(監事の職務及び権限)

第二十六条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(注) 一般法人法第99条第1項及び第2項参照。

< (会計監査人の職務及び権限)

第二十七条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本法人の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）並びにその附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 本法人の理事及び職員

(2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの>

(注) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(役員〈及び会計監査人〉の任期)

第二十八条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(注1) 一般法人法第66条参照。理事の任期は、定款の定めにより短縮することが可能である。

(注2) 一般法人法第67条第2項に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時とする場合は、第1項の次に次の1項を加えること。

2 補欠として選任された役員(の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(注3) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(役員〈及び会計監査人〉の解任)

第二十九条 役員〈及び会計監査人〉は、社員総会の決議によって解任することができる。

<2 監事は、会計監査人が、次の各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任

の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 >

(注1) 一般法人法第70条第1項参照。

(注2) 監事を解任する場合は特別決議が必要（一般法人法第49条第2項）。

(注3) 第2項は、一般法人法第71条参照。

(注4) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(役員〈及び会計監査人〉の報酬等)

第三十条 理事及び監事に対して、(例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を) 報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。 >

(注1) 第1項のように、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。

(注2) 費用弁償分については報酬等に含まれない。

(注3) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

第七章 理事会

(構成)

第三十一条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第三十二条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

<2 前項に掲げる職務のほか、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項は、理事会において定める。 >

(注) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

なお、第2項に規定する「理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項」とは次の事項をいう。

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦ 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

第三十三条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可をもって、その効力を生じる。

〔招集〕

第三十四条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(注) 一般法人法第93条第1項参照。原則として、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることも可能。

(決議)

第三十五条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(注1) 一般法人法第95条第1項参照。第1項については、過半数に代えて、これを上回る割

合を定款で定めることも可能である。

(注2) 特別の利害を有する理事が議決に加わることはできない(一般法人法第95条第2項)。

(注3) 理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められない。

(注4) 可否同数の場合に、議長に2票を与えるような定款の定めは不可。

(注5) 第2項では、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款に定めることもできる(一般法人法第96条)。なお、本項を定款に定めない場合、同条に基づく決議の省略を行うことはできないので留意のこと。

(議事録)

第三十六条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(注) 定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した代表理事及び監事とすることも可能である(一般法人法第95条第3項)。

第八章 社会福祉連携推進評議会

(構成)

第三十七条 本法人に社会福祉連携推進評議会を置く。

2 社会福祉連携推進評議会は、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

3 社会福祉連携推進評議会の定員は、○人以内とする。

4 社会福祉連携推進評議会の構成員は、社員総会の決議によって、第2項に掲げる者の中から選任し、または解任することができる。

(注1) 社会福祉連携推進評議会の定員は3人以上とすること。

(注2) 社会福祉連携推進評議会の構成員は、当該法人が行う業務の内容に応じ、例えば、次のような者から構成することが考えられる。

- ・ 福祉サービスの利用者団体から推薦を受ける者
- ・ 福祉サービスの経営者団体から推薦を受ける者
- ・ 学識有識者
- ・ 介護福祉士・社会福祉士等の職能団体から推薦を受ける者

- ・ 社会福祉協議会から推薦を受ける者
- ・ 共同募金会から推薦を受ける者
- ・ ボランティア団体から推薦を受ける者
- ・ 自治会から推薦を受ける者
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 福祉人材の養成機関から推薦を受ける者
- ・ 就労支援機関から推薦を受ける者
- ・ 商工会議所から推薦を受ける者
- ・ 地方公共団体から推薦を受ける者
- ・ その他地域福祉に関して中立公正な立場から意見を述べられる団体から推薦を受ける者又は個人

(権限)

第三十八条 社会福祉連携推進評議会は、本法人に対し、次の事項について、社員総会及び理事会において必要な意見を述べることができる。

(1) 第 11 条の承認の適否

(2) 事業計画の内容

(3) 社会福祉連携推進評議会の定数の変更

(4) 構成員の過半数の賛成により、意見を述べる必要があるとされた事項

(5) 代表理事から求めがあった事項

2 社会福祉連携推進評議会は、社会福祉連携推進方針に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。

3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第三十九条 社会福祉連携推進評議会は、毎年度〇月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第四十条 社会福祉連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社会福祉連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、社会福祉連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、社会福祉連携推進評議会の招集を請求することができる。

第九章 資産及び会計

第四十一条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第四十二条 本法人の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の承認を得て、処分し、又は担保に供することができる。

(注) 基本財産を定めないことも可能である。

(資産の管理)

第四十三条 本法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(注) 基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産のうちの現金については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第四十四条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、<例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、社員総会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第四十五条 本法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、(1)、(3)、(4)及び(6)の書類については、定時社員総会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項に掲げる書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(注) 会計監査人を置いている場合は例えば次のような規定とすることが考えられる。

第四十五条 本法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、(3)から(6)までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、(1)、(3)、(4)及び(6)の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第127条の適用を受けない場合には、(1)の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）

に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

第四十六条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

(会計年度)

第四十七条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第四十八条 本法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四十九条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第五十条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を認定所轄庁に届け出なければならない。

- (1) 第45条第1項(1)から(6)までに掲げる書類
- (2) 第45条第3項(1)から(4)までに掲げる書類

(社会福祉連携推進目的取得財産残額の算定)

第五十一条 代表理事は、毎会計年度、当該会計年度の末日における社会福祉連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第十章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第五十二条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(注) 一般法人法第49条第2項及び第146条参照。定款変更は特別決議が必要である。

第五十三条 この定款の変更は、認定所轄庁の認可をもって、その効力を生じる。

第五十四条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を認定所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第五十五条 本法人は、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる業務の成功の不能

(2) 社員総会の決議

(3) 社員の欠亡

(4) 破産手続開始の決定

2 本法人は、総社員の3分の2以上の賛成がなければ、前項(2)の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項(1)から(3)までの事由により解散する場合は、あらかじめ認定所轄庁に社会福祉連携推進認定の取消しを申請しなければならない。

第五十六条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、次の(1)から(3)までに掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

(注1) 一般法人法第209条第1項参照。

(注2) 第1項ただし書きについて、清算人を定款においてあらかじめ定めておくことも可能である。

(社会福祉連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第五十七条 本法人が社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体、他の社会福祉連携推進法人、社会福祉法人のいずれかに贈与するものとする。

(注) 公益認定法第4条による公益認定を受けた法人である場合、本条は適用しない。

(残余財産の帰属)

第五十八条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、他の社会福祉連携推進法人又は社会福祉法人（社員を除く。）のいずれかに贈与するものとする。

(注) 公益認定法第4条による公益認定を受けた法人である場合、本条は適用しない。

第十一章 公告の方法

(公告の方法)

第五十九条 本法人の公告は、社会福祉連携推進法人〇〇〇の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(注) 解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

第12章 雑則

第六十条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇法人〇会

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇法人〇会

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

2 本法人の設立時役員の名及び住所は、次のとおりである。

代表理事 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇法人〇会 〇〇 〇〇

理事 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇法人〇会 〇〇 〇〇

・

・

・

監事 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇

(別記様式1)

(元号) ○年度 社会福祉連携推進法人○○○ 業務評価

1. 評議会開催日

(元号) ○年○月○日

2. 評価項目

(1) 社会福祉連携推進方針に照らした個々の業務の実施状況・費用対効果について

地域福祉 支援業務	
災害時支援 業務	
経営支援 業務	
貸付業務	
人材確保等 業務	
物資等供給 業務	

※ 各業務の改善点や費用対効果等について意見を求め、当該意見の内容を上記に記載する。

(2) 事業報告書の内容について

--

※ 事業報告書の記載内容について意見を求め、当該意見の内容を上記に記載する。

(3) 全体評価

--

※ 法人運営全般に関し、適正に運営していると認められるか否かについて意見を求め、当該意見の内容を上記に記載する。

(別記様式2)

(文書番号)

(元号)〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

(申請者)

一般社団法人〇〇〇

代表理事 〇〇 〇〇

社会福祉連携推進認定の認定申請について

社会福祉法第126条第1項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を受けたいので、別添の申請書に関係書類を添えて、貴庁の認定を申請する。

(添付資料)

- ① 定款
 - ② 社会福祉連携推進方針(別記様式3)
 - ③ 登記事項証明書
 - ④ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
 - ⑤ 法第127条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類(別記様式4)
 - ⑥ 法第128条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類(別記様式5)
 - ⑦ 社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
 - ⑧ 社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類
 - ⑨ 役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類
 - ⑩ 認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録
 - ⑪ 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - ⑫ その他認定所轄庁が必要と認める書類
- ※ 社会福祉連携推進業務のうち、貸付業務を行う場合は、上記に加え、別紙1の4の(2)の①から⑦までに掲げる書類を添付すること。

(別添)

社会福祉連携推進認定申請書

(表 面)

設立代表者	住所							
	氏名							
申請年月日								
ふりがな 法人の名称								
法人番号								
社会福祉連携推進法人 設立の趣意								
主たる事務所	所在地							
従たる事務所 ※ ある場合のみ 記載のこと	所在地							
実施する業務の内容 ※ 該当するものに○を付すこと		社会福祉連携推進業務						その他 業務
		地域福祉 支援業務	災害時支 援業務	経営支援 業務	貸付業務	人材確保 等業務	物資等供 給業務	
資産	純資産 ③－④	内 訳						
		①社会福祉連携推進 目的事業財産	②その他の財産	③財産計 ①＋②	④負債			
	円	円	円	円	円			
会費等	入会金		会費（月額・年額）		その他			
	円	円	円	円				

(裏 面)

役員	代表理事、 理事、 監事の別	役員の資格（該当に○）				氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	他の法人の理事長への 就任状況	
		社会福 祉識見	福祉サー ビス実情	財務管 理識見	その他			有無	法人名
職員数	人								
評議会の 構成員	氏名				構成員の資格等（該当に○）				
					福祉サー ビスを受 ける立場にある者	社会福祉に 関する団体	学識経験を 有する者	その他	
社員	法人名称				法人格の種別		代表者氏名		

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。

(別記様式3)

社会福祉連携推進方針

社会福祉連携推進認定後の法人の名称		社会福祉連携推進法人 ○○会
理念・運営方針		<p>1. 社会福祉連携推進業務を通じて、地域住民に安心、安全かつ質の高い福祉サービスの提供を目指す。</p> <p>2. 福祉人材の育成・確保、定着を目指す。</p> <p>3. 地域ニーズの変化を踏まえ、地域における福祉サービスを維持・確保していくため、効率的かつ透明性の高い経営の確保を目指す。</p>
社員の名称		社会福祉法人○○、社会福祉法人●●、NPO□□、株式会社■●、株式会社△△
社会福祉連携推進区域の範囲		○○県全域、××県△△市及び□□町
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	社員が共同で行う「地域における公益的な取組」の企画・立案、実施に向けた調整業務
	災害時支援業務	実施なし
	経営支援業務	社員の財務状況の分析・助言
	貸付業務	実施なし
	人材確保等業務	社員の人材の合同募集、社員間の人事交流、合同研修の実施等の調整業務
	物資等供給業務	実施なし
その他業務の内容		実施なし

※ 以下は貸付業務を行う場合のみ記載。

貸付件名	令和5年4月1日の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け
貸付契約締結日	令和4年12月1日
貸付対象社員 の名称	社会福祉法人〇〇
貸付対象社員への貸 付総額	〇〇円
貸付対象社員におけ る重要事項に係る承 認の方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

(別記様式4)

法第127条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類

1 社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること (第1号)

社会福祉連携推進業務に係る事業費率の見込み	事業費率 【 (①+②) / (①+②+③+④+⑤+⑥) 】	%
	社会福祉連携推進業務に係る サービス活動費用計①	円
	社会福祉連携推進業務に係る サービス活動外費用計②	円
	その他業務に係る サービス活動費用計③	円
	その他業務に係る サービス活動外費用計④	円
	法人本部に係る サービス活動費用計⑤	円
	法人本部に係る サービス活動外費用計⑥	円

(注意事項)

- ・ 事業計画書や予算書等において上記の事業費率が50%超であること。

2 社員の構成が適当であること (第2号)

社員の名称	法人格の種別	社員に参画できる者 ※ 該当する欄に○を付すこと。				1社員当たりの議決権の数
		①社会福祉法人	②社会福祉事業経営法人	③その他福祉サービス事業経営法人	④社会福祉事業従事者養成機関経営法人	

4 社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと（第4号）

①社員の資格の取得ルール	定款第〇条の規定により、社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得る必要がある。
②社員の資格の喪失ルール	<p>〈退社〉</p> <p>定款第〇条の規定により、社員は、社員総会において定める退社届を提出することにより、いつでも退社できる。</p> <p>〈除名〉</p> <p>定款第〇条の規定により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款その他の規則に違反したとき ・ 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき ・ その他除名すべき正当な理由があるとき <p>には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</p> <p>〈社員資格の喪失〉</p> <p>定款第〇条の規定により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき ・ 総社員が同意したとき ・ 当該社員に係る法人が解散したとき <p>には、その資格を喪失する。</p>

（注意事項）

- ・ 定款等に定める社員の資格の得喪に関するルールを記載すること。
- ・ 社会福祉連携推進法人の目的に照らし、不当に差別的なルールとなっていないこと。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

5 定款に必要事項が記載されていること（第5号）

定款記載事項	記載の有無
① 社員の議決権に関する事項	有 ・ 無
② 役員に関する事項	有 ・ 無
③ 代表理事を1人置く旨	有 ・ 無
④ 理事会を置く旨及び理事会に関する事項	有 ・ 無

(別記様式5)

法第128条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類

区分	事実の有無	
① 理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者の有無	有 ・ 無	
イ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの		有 ・ 無
ロ 社会福祉法その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者（ハに該当する者を除く。）		有 ・ 無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者		有 ・ 無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）		有 ・ 無
② 社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの	有 ・ 無	
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有 ・ 無	

(注意事項)

1 ①のロにいう「その他社会福祉に関する法律」とは、社会福祉法施行令第34条に掲げる法律をいうものであること。

※ 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあ

っせんに係る児童の保護等に関する法律、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

- 2 ①のニ及び③の証明に当たっては、次に掲げる者による表明・確約書を添付すること。
- 当該社会福祉連携推進法人の理事及び監事（別添1）
 - 当該社会福祉連携推進法人の社員（別添2）

表明・確約書

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

所属・職名 〇〇〇

氏 名 〇〇〇

私は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、
確約します。

(1) 暴力団員

(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(元号) 〇年〇月〇日

氏 名 (自著) _____

表明・確約書

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

法 人 名 〇〇〇

代 表 者 名 〇〇〇

当法人は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

(1) 暴力団

(2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人

(元号) 〇年〇月〇日

法 人 名 〇〇〇

代表者名 (自著) _____

(別記様式6)

(文 書 番 号)
(元号) ○年○月○日

○○○都道府県知事
又は 殿
○○○市市長

(申 請 者)
社会福祉連携推進法人○○○
代表理事 ○○ ○○

定款変更の認可申請について

社会福祉法第 139 条第 1 項の規定に基づき、定款変更の認可を受けたいので、別添の申請書に関係書類を添えて、貴庁の認可を申請する。

(添付資料)

- ① 当該定款変更後の定款全文
- ② 当該定款変更に係る理事会議事録
- ③ 当該定款変更に係る社員総会議事録
- ④ その他当該定款変更に関する参考資料

(別添)

定款変更認可申請書

(表 面)

申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 法人の名称		
	法人番号		
	代表理事の氏名		
定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏 面)

定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

(別記様式7)

(文 書 番 号)
(元号) ○年○月○日

○○○都道府県知事
又は 殿
○○○市市長

(申 請 者)
社会福祉連携推進法人○○○
代表理事 ○○ ○○

定款変更の届出について

社会福祉法第 139 条第 3 項の規定に基づき、定款変更を行ったので、別添の届出書に関係書類を添えて、貴庁に届出を行う。

(添付資料)

- ① 当該定款変更後の定款全文
- ② 当該定款変更に係る理事会議事録
- ③ 当該定款変更に係る社員総会議事録
- ④ その他当該定款変更に関する参考資料

定款変更届出書

(表 面)

届出者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 法人の名称	
	法人番号	
	代表理事の氏名	
定款変更の内容	変更前の条文	変更後の条文

(裏 面)

定款変更の内容	変更前の条文	変更後の条文

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

(別記様式8)

(文 書 番 号)

(元号) ○年○月○日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

(申 請 者)

社会福祉連携推進法人〇〇〇

代表理事 ○○ ○○

社会福祉連携推進方針変更の認定申請について

社会福祉法第140条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針変更の認定を受けたいので、別添の申請書に関係書類を添えて、貴庁の認定を申請する。

(添付資料)

- ① 当該方針変更後の社会福祉連携推進方針全文
- ② 当該方針変更に係る理事会議事録
- ③ 当該方針変更に係る社員総会議事録
- ④ その他当該方針変更に関する参考資料

※ 社会福祉連携推進業務のうち、貸付業務を行う場合は、上記に加え、別紙1の4の(2)の①から⑦までに掲げる書類を添付すること。

(別添)

社会福祉連携推進方針変更認定申請書

(表 面)

申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 法人の名称		
	法人番号		
	代表理事の氏名		
社会福祉連携推進方針 変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の記載	変更後の記載	

(裏 面)

社会福祉連携推進方針 変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の記載	変更後の記載	

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

(別記様式9)

(文 書 番 号)
(元号) 〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事
又は 殿
〇〇〇市市長

(申 請 者)
社会福祉連携推進法人〇〇〇
代表理事 〇〇 〇〇

代表理事の（選定・解職）に係る認可申請について

社会福祉法第 142 条の規定に基づき、代表理事の（選定・解職）に係る認可を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり貴庁の認可を申請する。

記

1. （代表理事に選定された者・解職された代表理事）の住所、氏名

住所	
氏名	

2. （選定・解職）の理由

--

(添付資料)

- ① 当該代表理事の履歴書（選定の場合に限る。）
- ② 当該代表理事の（選定・解職）に係る理事会議事録
- ③ その他当該代表理事の選定又は解職に関する参考資料

厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業
社会福祉連携推進法人制度の活用の促進に関する調査研究事業
認定申請マニュアル

平成6年3月
PwCコンサルティング合同会社